

水産政策審議会資源管理分科会
第120回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第120回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和4年11月21日（月）13:31～17:55

場 所：A P新橋 Dルーム

（東京都港区新橋1丁目12-9新橋プレイス4階）

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第397号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、さんま及びまあじの別紙2の変更等）について

諮問第398号 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第399号 特定水産資源（めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第400号 特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更について

【協議事項】

- ・ かつお・まぐろ漁業における令和3管理年度のくろまぐろ（大型魚）の漁獲実績の取扱いについて

【報告事項】

- ・ 国の留保からの配分について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第120回資源管理分科会を開会いたします。

私は本日の事務局を務めます管理調整課長の斎藤です。よろしくお願いいたします。

初めに、御案内でございますが、本日の会議は委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議での御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてください。また、音声途中で途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面の左側にあるチャット機能などで事務局にお知らせください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中10名の方に御出席いただいております。また、特別委員はウェブ会議を含めまして16名中8名の方に御出席いただいております。

では、次に配付資料の確認をいたします。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず議事次第がございます。その後、資料一覧がございます。資料につきましては、資料番号1番から順に7番までとなっております。それぞれの資料がホチキス留めの形なりで取りまとめさせていただいております。資料に万が一不備等ございましたら、順次事務局の方にお申し出ください。

報道関係のカメラ撮りはここまでといたしますので、よろしくお願いいたします。

さて、皆様に御報告でございますが、千葉県漁業協同組合連合会会長の坂本委員が10月19日をもって御退任され、同日に北海道漁業協同組合連合会会長の阿部国雄委員が任命されたところでございます。阿部委員から一言御挨拶を頂戴したいと思います。

○阿部委員 北海道の阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○管理調整課長 阿部委員、ありがとうございました。

それでは、議事の進行を田中分科会長にお願いいたします。

○田中分科会長 田中でございます。本日は、諮問事項が4件、協議事項が1件、報告事項が1件でございます。議事進行への御協力、よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第397号、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、さんま及びまあじの別紙2の変更等）についてです。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 それでは、まず諮問文を読み上げます。

4 水管 第2654号

令和4年11月21日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、さんま及びまあじの別紙2の変更等）について（諮問第397号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定に基づき、資源管理基本方針を別紙1のとおり変更したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、変更後は、さんまに関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更に係る留保からの配分について、別紙2の取扱いとしたいので、漁業法第15条第6項において準用す

る同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

それでは、内容について御説明いたします。

資料の2ページ目以降について、告示の案、変更部分は新旧対照表のものを載せておりますが、内容につきましては9ページ、資料2-2を使って御説明いたします。

今回の変更事項は、大きく四つございます。

まず、変更事項1としまして、「別紙2-1 くらまぐろ（小型魚）」及び「別紙2-2 くらまぐろ（大型魚）」におけるかじき等流し網漁業等の大臣管理区分の漁業の種類の見直しについて、変更事項2、「別紙2-1 くらまぐろ（小型魚）」における大臣管理漁獲可能量の未利用分の取扱いの見直しについて、変更事項3「別紙2-4 さんま」における国の留保からの配分方法の新設について、変更事項4「別紙2-5 まあじ」における資源管理目標の見直しについて、このほか修辭的な修正や必要な附則を規定する予定という内容になっています。

まず、変更事項の1についてです。1ページおめくりください。10ページを御覧ください。

こちらは、告示の案につきましては2ページにあります。告示の案の2ページですね。資料の番号では3ページの下、4ページの下のところに該当します。「別紙2-1 くらまぐろ（小型魚）」の第5-2の（1）の規定、「別紙2-2 くらまぐろ（大型魚）」の第5-2の（1）②の規定についての変更でございます。

変更の趣旨ですけれども、くらまぐろ（小型魚）、くらまぐろ（大型魚）については、現行のかじき等流し網漁業等の大臣管理の区分の定義と漁獲量の報告の実態とが合っていない状況が続いているということから、かじき等流し網漁業等の大臣管理区分の定義の変更を行うものです。

かじき等流し網漁業につきましては、大臣許可水域に隣接する水域で、同一の船舶が各道県知事許可を受けた流し網による操業を行っておりまして、一度の航海で大臣許可水域及び知事許可水域をまたぐ、いわゆるまたぎ操業が行われることがございます。ここの報告の区分についての改正というか、見直しということです。

資料10ページ、2、かじき等流し網漁業等の管理の現状について御説明いたします。

まず（1）制度の現状についてです。大臣管理区分につきましては、漁業法第11条第2項、第4項の規定により、資源管理基本方針で定めております。かじき等流し網漁業等の

大臣管理区分につきましては、その下①から③のとおりです。

水域につきましては、中西部太平洋条約会議、漁業の種類としましては、かじき等流し網漁業及び東シナ海等かじき等流し網漁業、漁獲可能期間は、周年（1月1日から同年12月末日まで）としておりまして、この①から③全てを満たす漁業において、くろまぐろ（小型魚）を漁獲した場合は、くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等の大臣管理区分での漁獲物、くろまぐろ（大型魚）を漁獲した場合は、くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等の大臣管理区分での漁獲物となります。

①及び②について、参考資料2を御覧ください。資料のページで申し上げますと21ページです。

この①につきまして、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類の保存及び管理に関する条約第3条1に規定する海域ということで、この21ページの下の地図の緑色に塗ってあるWCPFCと書いてあるところがこの①の水域になります。

②につきましては、今回地図では本件に直接関係する大臣許可であるかじき等流し網漁業のうち関係する部分のみを、太平洋の一部のみを抜き出して載せているのが22ページです。

漁業の許可及び取締り等に関する省令に基づく大臣許可漁業の定義で定められている海域が、この22ページの図の青い点線で囲まれている「大臣許可を受けて操業」と書いてある部分になります。

他方、知事管理区分についてですけれども、特定水産資源ごとの知事管理区分は、漁業法第14条第2項第2号の規定により、各都道府県の都道府県資源管理方針で定められております。このうち参考資料2の、先ほどの22ページの図のところですね、大臣管理区分におけるかじき等流し網漁業、この青い点線の中で操業する船について、この赤い点線で囲まれている知事許可を受けて操業する海域へのまたぎ操業が生じ得るのが北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県知事管理区分でして、それらにつきまして、参考資料3において、北海道の事例ですけれども、知事管理区分に係る関係規程を載せております。大臣管理区分と同様に水域、漁業種類、漁獲可能期間が定められております。

この北海道等の知事管理区分に含まれる道県知事許可を受けた流し網による漁業における操業可能な海域が先ほど申し上げたとおり、この22ページの図の赤い点線の中の海域というふうになっております。

そして、これらについて漁獲量の報告なんですけれども、規定といたしましては、漁獲

量の報告は、漁獲割当管理区分については漁業法第26条に、漁獲割当管理区分以外の管理区分については同法第30条に定めがありまして、大臣管理区分の下での漁獲された数量は農林水産大臣に、知事管理区分の下で漁獲された数量は当該知事管理区分を所管する都道府県知事に報告することとなっています。これが制度の現状です。(2)の数量報告の現状について、11ページの下の方を御覧ください。

令和2年12月に改正漁業法が施行されるまでは、くろまぐろの数量管理は海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、資源管理法の下で行われておりました。

この資源管理法の下では、総トン数10トン以上のかじき等流し網漁船につきましては、実態として複数の道県の水域で操業し、複数の道県の港で水揚げすることが多く、また、先ほどから申し上げているまたぎ操業を行うというような実態もあることから、農林水産大臣が漁獲可能量を定めるべき指定漁業等として指定されておりました。

このため、かじき等流し網漁業の特定大臣許可を受けた者は、大臣許可水域での操業と知事許可水域での操業の双方で漁獲した水産資源の数量を農林水産大臣にまとめて報告していたという状況がございました。

改正漁業法の施行後は、資源管理基本方針で大臣管理区分が、都道府県資源管理方針で知事管理区分が設定されましたが、かじき等流し網漁業の大臣許可を受けた者については、運用として資源管理法の下での管理と同様に大臣許可水域での操業での漁獲物に加えて、知事許可水域での操業での漁獲物であっても大臣管理区分に報告を行っているという状況となっています。

このため、かじき等流し網漁業の大臣許可を受けた者が参考資料、先ほどの22ページの赤い枠の中で漁獲したものについては、法令上は知事管理区分での漁獲に該当するんですけども、その部分も農林水産大臣に数量が報告されているという状況となっております。

こうしたことから、これを大臣管理区分の定義に当たる部分の変更を行いまして、②の漁業の種類のかじき等流し網漁業に許可省令別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域、これが先ほどの22ページの赤い枠の部分でございますけれども、ここにおけるかじき等流し網漁業の大臣許可を受けた者により行われる流し網を使用した漁業を追加するという事です。ちょっと言葉で分かりづらかったかもしれませんが、23ページの図を、22ページと並べて見ていただければと思います。

22ページ、改正前という方の赤い点線の中の部分、知事許可を受けて操業というところがこれまで知事管理区分となっておりますが、改正後、23ページを御覧ください。ここ

についても、大臣管理区分に含めるというような定義の変更を行うというのが変更事項 1 でございます。

続きまして、変更事項 2 にまいります。資料の 13 ページを御覧ください。

「別紙 2-1 くろまぐろ（小型魚）」における大臣管理漁獲可能量の未利用分の取扱いの見直しについてです。

1 の変更の趣旨ですけれども、くろまぐろ（小型魚）の各大臣管理区分について、毎管理年度の終了時点で確定した大臣管理漁獲可能量の未消化分のうち、現行の規定では、翌管理年度の大臣管理漁獲可能量に繰り越すことができない数量について、国の留保に繰り入れることができるように規定の変更を行うというものです。

2 のところ、制度の現状について御説明いたします。

まず、くろまぐろ（小型魚）につきましては W C P F C で保存管理措置が定められておりまして、国際的な資源管理の枠組みの下で厳格な資源管理が求められております。このため、資源管理基本方針、別紙 2-1 の第 3 の資源管理の目標において、W C P F C での合意に従うことを定めています。

国の留保枠についてです。くろまぐろ（小型魚）の漁獲可能量、T A C は、漁業法第 15 条第 1 項第 1 号の規定に基づき農林水産大臣が設定し、その年の T A C のうち、同項第 2 号に基づき都道府県別漁獲可能量を、同項第 3 号に基づき大臣管理漁獲可能量を、設定するとしております。

このほか、資源管理基本方針本則の第 5 の 2 で、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができるとして、国の留保枠を設けているところです。

くろまぐろ（小型魚）につきましては、留保枠の使い方としては、別紙 2-1 の第 6 の 5 で、国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとするとして定められておりまして、都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量の超過が発生しないよう、必要に応じて農林水産大臣が留保から配分することが可能となっております。

くろまぐろ（小型魚）の大臣管理漁獲可能量の未利用分につきましては、別紙 2-1 の第 6 の 3 において、未消化となった漁獲可能量の取扱いを定めておりまして、取扱いとしておおむね次の 3 通り、①から③までの 3 通りがあります。

まず一つ目は、ある管理年度で生じた大臣管理漁獲可能量の未消化量については、原則として当初に設定された大臣管理漁獲量の 10% を上限として、翌管理年度に繰り越すこと

とするというものです。

2番目といたしまして、ある管理年度で生じた都道府県別漁獲可能量の未消化量は、原則として当該管理年度の当初に設定された都道府県別漁獲可能量の10%を上限に翌管理年度に繰り越すこととするというものです。

3番目としまして、ある管理年度において、知事管理区分が終了する3月末日の時点で生じたTACの未利用分は、WCPFCで合意された繰越し率、現行は17%とされておりますけれども、これを上限に繰り越すこととするというものです。

これにつきましては、資料の29ページを御覧ください。参考資料4という横長の図になっております。

今ほど申し上げたのは、ここでは大中型まき網を例示しておりますけれども、大臣管理の大中型まき網が、当初1,200トンの配分を受けていたときに、12月末の漁獲可能期間終了後、漁獲実績が1,000トンだった場合、未利用分として200トンあるわけです。当初の1,200トンの10%、120トンまでは翌年のこの大中まきの管理区分へ繰り越すとしておりまして、残りの80トンについては、これは大臣管理区分への繰越しではないですけれども、知事管理区分の管理期間の終了後にWCPFCでのルールに従って翌年に繰り越すというふうにしているものです。今回の変更というのは、その他未利用分となっている80トンの部分について翌年へ繰り越すのではなくて、3月末まで残っている知事管理区分の漁獲可能期間に対応するための留保に繰り入れるというものです。

14ページにお戻りください。

くろまぐろは、特にTACに対してその来遊状況が年により大きく変動することから、漁獲量の急激な積み上がりがほかの特定水産資源と比較して発生しやすいというような状況があります。このため、1月1日から3月末までの期間は、大臣管理区分は終了しているけれども、知事管理区分が継続しているというところですので、この期間にくろまぐろ（小型魚）のTACの超過が生じないように管理を行うためということでございます。

具体的なイメージ、再度御説明しますので、参考資料4の2ページ目、資料の30ページを御覧ください。

先ほど大中型まき網の事例で申し上げましたけれども、大臣管理区分として三つございます。それぞれ、未利用分が当初の大臣管理漁獲可能量の10%を超えている場合、10%まではその管理区分に繰り越し、10%を超える分は留保に繰り入れるということです。

例えば、先ほどの大中型まき網が当初1,200トンの配分に対して、12月末での漁獲量が

1,000トンだった場合、200トン未利用分がありますが、120トンは翌年へ、80トンは留保へ、例えばその次、かじき等流し網等で50トンの漁獲可能量に対して漁獲量が40トンだった場合、10%まで繰越しですので5トンを翌年その管理区分に入れますが、残りの5トンについては留保に入れると。

この例にありますとおり、例えばかつお・まぐろ漁業で漁獲可能量が30トンだったところ、12月末での漁獲量が28トンだった場合、未利用分の2トンというのは当初の10%の範囲ですので、この2トンについては繰り越すということで、大臣管理区分といたしましての未利用分のうち留保に入れる分は80トンと5トン、合わせて85トンを留保に繰り入れるというような形になるものです。

続いて、変更事項の3について御説明いたします。別紙2-4、さんまにおける国の留保からの配分方法についてです。別紙2-4の第6の4の規定でございます。資料の告示の案で言いますと4ページの下から5ページにまたがっている部分に記載しております。

15ページを御覧ください。

変更の趣旨ですけれども、さんまにつきましては、別紙2-4の第6の1の(2)において、国の留保は年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとするとしております。

さんまのTACの超過に備えてはありますが、この留保から都道府県ですとか大臣管理漁獲可能量への配分する方法は現状の基本方針においては定めていないというところです。

今後、各都道府県や大臣管理漁獲量の超過リスクも可能な限り減らせるよう、国の留保から都道府県別漁獲可能量や大臣管理漁獲可能量にも配分できるようにするという趣旨でございます。

さんまにおける国の留保の現状は、令和4管理年度におきましては、留保は1万5,534トンであります。現在の規定におきましては、この数量は令和4管理年度における都道府県及び大臣管理区分でのさんまの総漁獲量がさんまのTACを超過した際、当該超過した数量に充てるのみとなっておりますが、今回の変更によりまして、ほかの特定水産資源、まあじ等でも規定がございます、いわゆる75%ルール、それと数量明示の当事者間での合意があった場合に合意数量を配分するという、こうした規定もさんまにおいても新たに設けるといふものでございます。

次に、変更事項の4番目です。これは別紙2-5、まあじにおける資源管理目標の見直

しについてです。

まあじにつきましては、従来から太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分けた資源評価が行われておりますが、管理におきましては、これらを併せて一括して行うという形にしております。これに関する規定が現在、令和4管理年度のまあじ資源の管理に関しては、令和3管理年度に引き続きとされているところ、令和5管理年度においても引き続き同様の管理を行うということとして、それぞれ「令和4」、「令和3」というところを「令和5」、「令和4」と管理年度の数字を変更するという形式的な修正でございます。

ただいま御説明しました資源管理基本方針の一部を変更する告示案につきましては、10月22日から11月20日まで、パブリックコメントの手続を実施いたしました。意見の提出はございませんでした。

今後のスケジュールについて御説明いたしますので、資料の9ページ御覧ください。

今後のスケジュールとしましては、本日、この変更について、変更案について御承認いただきました場合には、12月中に官報掲載、施行日といたしましては、変更事項の1は令和5年1月1日ですが、その他につきましては、官報掲載日での同時施行という形で進めさせていただきたいと思っております。

なお、今後、省内の手続において、大きな変更が生じることとなった場合は再度分科会に諮問いたしますが、軽微な変更につきましては、分科会長の御了解を頂いた上で修正をしたいと考えておりますので、御了承くださいますようお願いいたします。

それと、改正内容は以上なんです。諮問文にもう一度お戻りください。

「また」以降のところ、「また、変更後は」と書いてあるところでございますが、基本方針の変更後のさんまに関する令和4管理年度における漁獲可能量の変更に係る配分及び留保からの配分等につきまして、先ほどの改正事項の3に関連するものでございます。別紙2とある7ページを御覧ください。

これまでも農林水産大臣の裁量によらない機械的なものについては、こういう場合には、こういう形で国の留保から追加配分しますということをお知らせ分科会にお諮りした上で、変更した数量については事後報告とさせていただいているものがございます。今回の改正を受けて、さんまにつきましても同様に、いわゆる75%ルールに則り国の留保から配分を行う場合、また、数量明示での配分を受けている道県及び大臣管理区分、関係者の合意に基づき、国の留保からの配分を行う場合には、当該配分に伴う数量の変更については事後報告とさせていただきたいというものです。よろしくお願いたします。

私からの説明は以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

四つありますけれども、一つはかじき等流し網の、これは何と言うんですか、二重区域のようになっているやつを。二重ではないか、1隻が2か所の許可を持っていると、そういうことですね。それを統一的にすると。それから、繰越しの取扱いを円滑にできるようにする、くろまぐろですね。さんまも同様に配分を新設をする。さんまについては、今年度から事後報告事項にしたいと。あとは、まあじを若干の修正ということになるかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、特段御意見がないようですので、諮問第397号につきましては、原案どおり承認をさせていただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、続きまして諮問第398号、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてに移ります。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資料3-1を御覧ください。まず、諮問文を読み上げます。

4水管第2655号

令和4年11月21日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第398号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における漁獲可能量の変更に係る留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

それでは、魚種ごとに区切って、さんま、まあじ、まいわしの順で御説明し、御審議いただく形にしたいと思います。

まず、さんまについてです。初めに、資料3-2を御覧ください。

さんまの国際的な資源管理措置は、北太平洋漁業委員会、NPF Cで議論が行われています。

2ページ目に、NPF Cの概要が記載されており、3ページ、4ページには直近のNPF C年次会合となる昨年、令和3年2月開催の第6回年次会合で採択された保存管理措置の概要を記載しております。この保存管理措置は、令和3年及び令和4年の2年間適用されることとなっており、令和3管理年度及び令和4管理年度のさんまのTACについては、この保存管理措置の内容に沿って設定されてきました。令和5年の保存管理措置は、第7回NPF C年次会合で議論される予定となっております。

一方で本年、令和4年は第7回年次会合が開催されませんでした。資料のページで言いますと15ページ、スライド右下のスライド番号5というところがございますが、今後の予定を記載しております。

本年12月にさんまの資源評価が更新され、その結果を踏まえて、来年3月に第7回年次会合が開催される予定となっております。このため、令和5年1月から始まる令和5管理

年度のTACにつきましては、暫定的に前年と同量としまして、来年3月のNPFC年次会合で新たな保存管理措置が採択された場合には、必要に応じてTACを改定することとしたいと思います。

資料3-7を御覧ください。ページで言いますと33ページになります。

令和5管理年度のさんまのTACの設定及び配分についての案という資料になっております。さんまのTACの設定の考え方といたしましては、先ほど御説明しましたとおりで、暫定的に前年と同量の15万5,335トンとしたいという案です。

考え方の中には、表の形で第6回年次会合で採択された保存管理措置と、それに対応する我が国のTAC算定の考え方を記載しております。また、次のページには、参考として、日ロ両国の200海里水域内の我が国漁船のシェアの算定根拠等も掲載しております。

配分につきましては、34ページの下の2のところを御覧ください。

TACの10%を国の留保としまして、その他を過去3か年、平成29年から令和元年までの漁獲実績の比率に基づいて大臣管理漁業及び都道府県に配分するというものでございます。

さんまにつきましては、従来、関係者の合意に基づいて、このただし書のところですね、配分を受ける者の中で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて配分するとありますとおり、関係者の合意に基づいて配分を行ってきております。

令和5管理年度におきましては、この配分の比率に関して近年の漁獲状況等を踏まえまして、関係者により見直しが行われております。

したがって、次のページ、35ページに具体的な配分量を記載しておりますけれども、トータルのTACとしましては前年と同じですが、この配分の数量が昨年とは変わっております。大臣管理区分の北太平洋さんま漁業につきましては13万2,500トン、知事管理区分につきましては北海道が6,300トン、岩手県が600トン、その他、この右側に記載しております府県につきましては現行水準といたします。留保については1万5,534トンという、このような案となっております。

さんまについては以上です。

○田中分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

取りあえず、まだ決まってないので暫定枠として昨年の値を用い、国内の配分については新たな合意に基づいて配分をすると、そういう理解でよろしいでしょうか。

ということだそうです。国内に配分がある、合意があるんだからそれはそれでいいと思

いますけれども。

2月の会合で変わったら、それに基づいてまた変えるということですね。よろしいでしょうか。

特になければ、ウェブ参加の方もよろしいですか。

特段御意見ないということで、それでは、本件につきましては、さんまにつきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、まあじにつきまして、事務局から資料の説明をお願いします。

○資源管理推進室長 それでは、まあじの太平洋系群及び対馬暖流系群について、まず資源評価結果について、水産研究・教育機構の方から御説明をお願いいたします。

○福若浮魚資源部長 水産研究・教育機構の浮魚資源部の福若と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

まあじ太平洋系群、それから対馬暖流系群をまとめて私から説明させていただきます。

資料3-3、ページで言うと17ページを御覧ください。

まあじ太平洋系群です。まあじのこれは太平洋側に分布する群れです。図1の分布域を御覧ください。

太平洋沿岸域で生まれた集団と、東シナ海で生まれた集団の二つの集団で構成されていると考えられています。

その下の図、図2を御覧ください。

これは漁獲量の推移を示したものなのですが、1997年以降は減少に転じておりまして、2021年は1.5万トンと低い水準となっております。

その右の図、図3を御覧ください。

これは資源量と年齢別資源尾数を示したものです。資源量は、これは青い線グラフで表したものです。1996年に16.2万トンになった後、減少に転じております。近年は横ばい傾向でありまして、2021年の資源量は5.0万トンでした。資源の年齢組成、これは縦の積み上げ棒グラフで示しております。この青で示したゼロ歳、それからオレンジで示した1歳を中心に構成されています。

下のスライドに移ってください。

これ、まず左の図、これは再生産関係を示したものです。再生産関係というのは、親魚と、それから生まれた子供の加入量の関係を示したものです。この真ん中辺に黒い太い線

で示したものの、これがリッカー型及びベバートン・ホルト型のモデル平均で求めた親魚量と加入量の関係ということになります。

2021年というのは、灰色のハッチを掛けたところの下限のところにありますけれども、これが2021年の値です。黒い太線よりも下であります、この灰色のハッチを掛けたところというのはデータの90%の範囲内に収まっているということでございます。

その次の右の図、図5を御覧ください。

これは、まあじ太平洋系群の管理基準値と禁漁水準について示したものです。

最大持続生産量、MSYは真ん中の緑の矢印ですね、これが3万8,000トンです。これを実現する親魚量、これが緑色の矢印が下の軸とぶつかったところですが、これがMSYを実現する親魚量として6.0万トンと算定されています。これが目標管理基準値ということになります。

2021年の親魚量は、2万7,000トンでした。この2万7,000トンというのは目標管理基準値より低いですが、限界管理基準値よりは高いというふうになっております。

1ページめくっていただきまして、上のスライドを御覧ください。

左の図、これは神戸プロットを示したものです。真ん中辺に縦軸、横軸とも1という数字があります。その1という数字のところから色が変わっておりますが、例えば横軸の親魚量を見ていただきますと、1よりも大きい数字、これはMSY水準の親魚量よりも多いということを示しています。それから、縦軸の1よりも上のところ、これは赤くなっておりますが、これはMSYを実現する漁獲圧よりも現在の漁獲圧が高いということを示しています。

2021年はこの青い丸で囲ってありますが、親魚量はMSY水準よりも低くなっておりませんが、漁獲圧はMSY水準を下回っているという状況でございます。

この右の図を御覧ください。これは、漁獲管理規則を示したものです。このまあじ太平洋系群の漁獲管理規則に関しましては、MSY水準のF、漁獲圧に乗ずる調整係数の β は0.8というふうに定められております。

下のスライドを御覧ください。

これは、将来の親魚量、左の図は将来の親魚量、それから、右の図は将来の漁獲量をシミュレーションで推定したものとなります。予測したものとなります。

この2021年以降の赤い線と青い線が見えておりますが、この赤い線が漁獲管理規則に基づく将来予測、青い線が現状の漁獲圧に基づく将来予測となっております。

赤い線の漁獲管理規則に基づく将来予測に従いますと、親魚量も漁獲量もMSY水準に近づくという予測となっております。

次のページを御覧ください。

この予測の平均値を表に示したものとなります。まあじ太平洋系群の漁獲シナリオの調整係数 β は一番左のカラムに書いてありますけれども0.8です。この0.8に従って将来予測をすると、この赤枠のようになるというふうになります。漁獲シナリオに従いますと、下の表ですね。これになりますと、2023年の平均漁獲量は1.8万トン、これが2023年のABCとなります。2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率というのは、上の表の一番右の黄色の部分に書いてあります。この赤枠の横を御覧いただきますと、親魚量が目標管理基準値を上回る確率というのは54%と予測されます。

これまでがまず太平洋系群の御説明でございます。

次に、1ページめくっていただきまして、資料3-4を御覧ください。今度は、まあじの対馬暖流系群の御説明です。

先ほどのまあじ太平洋系群と異なりまして、こちらの方は東シナ海から日本海に分布する群れです。分布域、それから産卵量。産卵場というのは、日本海から東シナ海に広く分布しております。

下の図、図2を御覧ください。漁獲量の推移です。この漁獲量は、日本と韓国を合わせた漁獲量となっております。

1993年から1998年の後ですけれども、その後は減少傾向を示しております。2006年以降、ほぼ横ばいで、2021年は12.3万トンです。そのうち日本は7.3万トン、韓国は5.0万トンになっております。

その右の図を御覧ください。

これは、年齢別漁獲尾数の推移です。漁獲物の中にどのような年齢構成があったかということを示しております。青い色で示したのがゼロ歳、オレンジ色で示したのが1歳です。これらのゼロ歳、1歳で漁獲物のほとんどが占められているという状況でございます。

下のスライドを御覧ください。左の図、図4を御覧ください。

これは資源量、これはオレンジの点です。それから、親魚量、灰色の三角です。それから加入量の推定値を示したものです。青いひし形ですね、加入量は。資源量、これはオレンジの点ですが、これは、2021年は39万トンでした。それから加入尾数、これは青い点の一番右の点を御覧ください。2020年、2021年はそれぞれ26億尾、23億尾と低い水準にあり

ます。

それから、親魚量、灰色の三角ですが、これは直近5年間で見ると増加傾向になっております。2021年には29万トンでした。

左の図、年齢別の資源尾数、これは資源量計算をして推定した資源尾数となります。積み上げの棒グラフで示した青いゼロ歳、それからオレンジの1歳が占める割合が高くなっております。2015年以降のゼロ歳魚の尾数は23億尾から43億尾で推移しております。

1枚めくっていただきまして、上の図、上のスライドを御覧ください。左の図が再生産関係です。

このまあじ対馬暖流系群の再生産関係は、先ほどのと異なりましてホッカー・ステイック型の再生産関係の青線で示しております。2021年は右下にあります。これは、その青い線、再生産関係の平均的な値よりも低い値となっておりますが、青い点線、これはデータの90%を示していますが、90%以内には入っているという状況です。

右の図を御覧ください。管理基準値と禁漁水準です。

まあじ太平洋系群の最大持続生産量MSYは15.8万トン、それを実現する親魚量は25.4万トンと計算され、目標管理基準値となっております。

その下の四角く囲んだところの表を御覧ください。

2021年の親魚量は29.1万トンと推定されております。この29.1万トンは目標管理基準値を上回っております。

その下のスライドを御覧ください。

左の図は、神戸プロットを示しております。神戸プロットの右下で青く囲んだところが2021年の値です。親魚量はMSY水準を上回っておりますし、漁獲率はMSY水準を下回っております。緑の安全な水準にあると、資源は安全な水準にあると言えます。

左の図を御覧ください。漁獲管理規則で定められた調整係数は、 β を0.95とするということが決まっております。

1枚めくっていただきまして、上のスライドを御覧ください。

これらは、将来の親魚量と将来の漁獲量を予測したものです。グラフの右の方に赤い線で示したものの、これが漁獲管理規則、先ほど β というか、調整係数0.95と申し上げましたが、その調整係数0.95で漁獲した場合の平均予測漁獲量となっております。

青い線が現状の漁獲率に基づく将来予測になります。赤い線の漁獲管理規則に従いますと、MSY水準付近で安定するということが予測されます。これは飽くまでも平均値とい

うことです。

下のスライドを御覧ください。

これを、その平均値を表にしたものです。先ほど申し上げました調整係数は0.95となっておりますので、そこを赤枠で囲っております。

下の表で赤枠で囲まれた2023年の平均漁獲量は15.1万トンとなりまして、これが2023年のABC、15.1万トンとなります。

上の表で赤枠で囲まれた一番右の黄色く塗り潰したところの値を御覧ください。これは、2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率ですが、これは調整係数0.95に従って漁獲しますと56%というふうに予測されます。

私からの説明は以上です。

○資源管理推進室長 続きまして、私から、令和5管理年度まあじのTAC設定及び配分案について御説明いたします。資料は3-8、37ページを御覧ください。

まず、TAC設定の考え方です。先ほどの資源管理基本方針の変更についてでも御説明しましたとおり、まあじにつきましては、太平洋系群と対馬暖流系群とに分けた資源評価が行われておりますけれども、資源評価における両系群の検討状況を踏まえまして、それぞれの系群について、令和2年に開催されたステークホルダー会合で取りまとめられ、資源管理基本方針別紙2-5に定められた漁獲シナリオで算定されたABCの合計値をまあじTACとするというものでございます。

ステークホルダー会合の取りまとめ結果はこのページの下の方、参考1というところから次のページにわたって記載しているとおりでございます。

資源管理基本方針別紙2-5の漁獲シナリオの概要といたしまして、②のところ、漁獲圧力につきましては、 β は、太平洋系群は0.8、対馬暖流系群は0.95とするということ、また③のところ、対馬暖流系群につきましては、資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するため、0.89を乗じるというようなところになっております。

これにより計算しました結果、令和5管理年度のまあじのTACの案といたしましては、15万2,400トンというふうにしたという案になっております。

次のページ御覧ください。

2、配分の案についてでございます。

配分について、これも前年と同じ考え方に基づく案でございます。まず、20%を国の留保といたしまして、その他を過去3か年、平成29年から令和元年までの漁獲実績の比率に

基づいて、大臣管理漁業及び都道府県別に配分するというものです。具体的な数字は、次の39ページの別紙として記載しております。

まず、大臣管理分大中型まき網漁業については4万5,200トンとしまして、知事管理区分については、上位8割に入る都道府県と数量明示を希望する都道府県、こちらを数量明示ということで、島根県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県がここに記載のとおり数量という案になっております。その他、右側に記載しております道府県につきましては、現行水準とするという案でございます。留保としては3万500トンという案になっております。

まあじについては以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましては、何か御質問等ございますでしょうか。

計算方法も既に合意された計算の仕方を出して、新しい資源量推定値を入れて出したと、配分も今までどおりと、TACの実績が38ページに出ていますけれども、大体令和3年度以降15万トン台で余り変わらない数値となっているということですね。

御質問等ございますでしょうか。

どうぞ、ウェブ参加の谷委員。

○谷委員 日本遠洋旋網漁業協同組合理事の谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回、TACが諮問されている対馬系のまあじ、太平洋系のまいわし、さらに、さば類などのこれらの資源は、中国などの実態が明らかでない外国漁業に多く利用されており、これまでもその改善をお願いしてきました。

一方で、外国漁船の影響や海洋環境の変化から、TAC設定の根拠となる現在の資源評価は不確実性が高く、また、私たちの資源管理の努力が外国漁業により既に損なわれている現状を考えると、現在の我が国における一律的なTAC設定や管理手法が効果的なのか、あるいは適切なのか疑問を感じます。

TAC魚種追加の検討も進められていますが、今の資源評価やTAC管理の手法だけにこだわるのではなく、魚種や海域の特徴、漁業の実態にマッチした柔軟な資源管理の在り方を検討していただくこと、併せて漁業者が安心して資源管理に取り組むための経営対策にも継続して取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○田中分科会長 ありがとうございます。

これは御要望を承ったということですのでよろしいですか、それとも。

よろしいですか。じゃ、水産庁として御要望は承ったということにさせていただきます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

なければ、原案どおり承認をしていただいたということですのでよろしいでしょうか。

特段御異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、これも例年どおりになります。まいわしについて事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、まいわしについてですが、こちらでも水産研究・教育機構から御説明をお願いいたします。

○福若浮魚資源部長 まいわしに関しても、私、福若から、まとめて御説明させていただきます。

まず、資料3-5、25ページ目を御覧ください。

まいわしの太平洋系群です。本系群は、太平洋に分布する群れです。まず、上のスライドの左の図、分布図を御覧ください。

この分布図の中で黄色に塗った部分、ここが産卵場となります。産卵場は、1990年代以降は、四国沖から関東近海の各地の黒潮内側域に形成されております。近年の産卵量の増加は、潮岬以東で顕著でして、紀伊水道以西の増加は見られてないという状況です。

資源高水準期の1980年代に見られた薩南海域での産卵は、現在のところほとんど見られていないという状況でございます。

右の図、図2を御覧ください。これは漁獲量の推移を示したものです。国別に示しております。2010年代に入りますと増加傾向になっておりますが、2021年の日本の漁獲量は62.7万トンでした。近年、特に最近年ですが、外国船による漁獲が増加しております。2021年のロシアによる漁獲量が25.6万トン、中国による漁獲量は23.7万トンです。このことから、外国の漁獲量が相当な量に上ることから、今年からこの外国の漁獲量に関しましても資源評価の計算の中に組み込んでおります。

下のスライドを御覧ください。

この左の図2枚は、各調査の結果を示しております。各調査の結果から資源量の指標となる値を示したものです。

上の図が産卵量を示しています。この産卵量、近年、2015年以降、これは親魚量の増加

に伴って産卵量が増加しております。ところが、この灰色のひし形ですね、こちらの灰色のひし形で示した潮岬以東での増加が顕著でして、太平洋側の産卵量の大部分を占めているという状況です。

下の図を御覧ください。これは、加入量の指標となる各種調査による資源量指数です。これらの値は、これらの数値というか、指標によって大きく上下しておりますが、2010年以降においては、各値とも比較的高い値を示しているというふうに見ております。

1枚めくっていただきまして、上のスライドを御覧ください。

上のスライドの左の図、図4を御覧ください。これは、推定いたしました資源量、親魚量、加入尾数を示したものです。2010年以降を示しております。資源量は赤いオレンジの点で示しています。最近、増加傾向にありまして、2021年は443万トンで、親魚量、これは灰色の丸で示しております。この親魚量も増加傾向にありまして、2021年は220.5万トンです。加入量、この加入尾数ですが、この青色のひし形で示しております。これも近年良好な水準を維持しておりまして、2021年は617億尾と推定されております。

左の図5を御覧ください。年齢別資源尾数、これは推定した尾数を示していますが、下の図を御覧ください。近年、増加傾向でして、青く塗り潰したゼロ歳、それからオレンジ色で潰した1歳を中心に構成されておりますが、その上の灰色や黄色などのより高齢の魚も増加しつつあるという状況です。

下のスライドを御覧ください。左の図は再生産関係を示しております。赤い線、これが通常加入期の再生産関係、青い線が高加入期の再生産関係です。高加入期というのは1970年代から80年代にかけての非常に資源量、それから加入量が高かった時期の線を示しています。

2021年は、この左の下の方にありますけれども、青い線よりも下側、赤い線よりも上側にあります。近年は通常加入期の赤い線を上回って推移しております。ですが、管理基準値及び将来予測に関しましては、この赤い線の通常加入期の再生産関係に基づいております。

したがって、後で説明するんですが、この近年の加入の良い状況を反映させるために、将来予測におきましては、バックワードリサンプリングという方法を用いまして、この最近の高い加入の状況を将来予測に反映させるということを今年の資源評価から実施いたしました。

左の図、図7を御覧ください。まいわし太平洋系群の管理基準値と禁漁水準ですが、最

大持続生産量MSYを38.9万トンを実現する親魚量、SBMSYは目標管理基準値いたしまして118.7万トンと定められております。2021年の親魚量は220.5万トンですから、目標管理基準値を上回るという状況にあります。

1枚めくっていただきまして、上のスライドを御覧ください。左の図は、神戸プロットを示したものです。2021年は、親魚量はMSY水準を上回っておりますが、漁獲圧もMSY水準を上回っております。

左の図を御覧ください。漁獲管理規則では、2021年から2023年までの調整係数 β は1.20、2024年以降は0.85というふうに定められております。

下のスライドを御覧ください。

これは、親魚量と漁獲量の将来予測を示した図です。左が親魚量、右が漁獲量を示しています。先ほど簡単に御説明いたしましたが、加入量の予測には近年高い加入が続いていることから、近い将来も高い加入が続くだろうという仮定を置きまして、バックワードリサンプリングという方法を今年から使用しております。

そうしますと、赤い線で示した漁獲管理規則に基づく将来予測になりますと、徐々にMSY水準に近づいていくという状況にありますという予測になっております。これは飽くまでも平均的な値ということになります。

1枚めくっていただきまして、その平均的な結果を表に示したものになります。上が平均親魚量の予測値、下が平均漁獲量の予測値になっております。漁獲シナリオでは、2023年までは調整係数を1.2としておりますが、2024年以降では調整係数0.85となっております。この0.85の部分を赤枠で囲んでおります。この漁獲シナリオに従いますと、2023年の平均漁獲量、これは下の表ですが、2023年の平均漁獲量は92.2万トン、これが2023年のABCとなります。

上の表の赤枠で囲ったその右側の黄色く塗った部分を御覧ください。96%という数字がありますが、これは2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率、これは96%というふうに予測されております。これは先ほど加入量が最近は非常に良いというふうに御説明いたしましたが、その加入量が近い将来は高い加入が続くものというふうに仮定しておりますので、この2031年に目標管理基準値を上回る確率も相当大きくなっているという状況でございます。

それから、2023年のABCとして92.2万トンという値を紹介いたしましたが、これは中国、ロシアの漁獲を含めた値というふうになっております。これでまいわしの太平洋系群

の御説明を終わります。

次に、引き続きまして次のページに行っていただきまして、まいわしの対馬暖流系群についての御説明をさせていただきます。

この系群は、東シナ海から日本海に分布する群れとなります。上のスライドの図1を御覧ください。

分布図の産卵場に関しましては、日本海から東シナ海の日本の沿岸となっております。

図2、漁獲量の推移を御覧ください。2011年以降は、増減しながらも9,000から8万5,000トンで推移いたしまして、2021年は5万5,000トンでした。

左の図、図3を御覧ください。年齢別の漁獲尾数ですね。漁獲量の中の年齢組成を示しております。これは下の図を御覧ください。青く塗ったゼロ歳、それからオレンジ色の1歳、それから灰色の2歳を中心に構成されていますが、近年はそれ以上の年齢も見られております。

下のスライドを御覧ください。下のスライドの左の図、図4ですが、これは資源量の状態を表す指標となる値を示しています。オレンジ色の点が産卵量の調査結果です。それから灰色の三角、これが石川県の中型まき網のCPU E、単位努力量当たりの漁獲量です。それから、島根県中型まき網のCPU Eが青い線で示されております。これらの資源の状態を指標すると考えられている数値は、2010年以降、変動しながらも増加傾向を示しております。

その右の図を御覧ください。資源量、推定された資源量と年齢別資源尾数を示しています。

下の図を御覧ください。この緑色の線が資源量、それから、色付きの積み上げ棒グラフが年齢別の資源尾数を示しています。この年齢別の資源尾数を見ますと、青いゼロ歳、それからオレンジ色の1歳、灰色の2歳がよく目立ちます。2004年以降の加入量、これは青い棒グラフですか、これが多くなっておりまして、緑色の線で示した資源量は増加傾向です。2021年の資源量は54.1万トンと計算されました。

次のページに移ってください。上のスライドを御覧ください。

上のスライドの左の図、これは再生産関係を示しております。先ほどの太平洋系群と同様に赤い線が通常加入期、それから青い線が70年代、80年代の高加入期の再生産関係を示しております。

この2021年は左の下の方にありますが、赤い線よりもやや上のところにプロットされて

おります。後で御説明いたします将来予測は、この赤い線の通常加入期の再生産関係に基づいて予測しております。

右の図、管理基準値と禁漁水準ですが、まいわし対馬暖流系群は、最大持続生産量MSY 33.8万トンを実現する親魚量は109.3万トンとなっております。これが目標管理基準値となっております。2021年の親魚量は27.4万トンですから、この27.4万トンは目標管理基準値を下回りまして、更に限界管理基準値をも下回るという状況となっております。

下のスライドを御覧ください。

左の図、神戸プロットを示しております。2021年の値は左下に囲っておりますが、この親魚量は限界管理基準値を下回っております。ですが、漁獲圧に関しましては、MSY水準よりも低くなっているという状況です。

右の図を御覧ください。

上の図ですが、2021から23年の調整係数である β は、親魚量によらず0.8となっております。2024年以降は、調整係数は0.75と定められております。

次のページ、御覧ください。

これらは親魚量、それから漁獲量の将来予測の結果を示したものです。赤い太い線で示した漁獲管理規則に基づく将来予測の平均値は、この漁獲管理規則に基づいた漁獲を続けますと、親魚量ではMSY水準よりも大きく、漁獲量ではMSY水準に近づくということを示しております。

それらの結果を表に示したものが次の下のスライドになります。この赤枠で囲んだ部分、23年までは β は親魚量によらず0.8、24年以降は β が0.75とした漁獲管理規則に従って漁獲を行うこととなっております。その部分を赤枠で囲っております。

この漁獲シナリオに従いますと、下の表の2023年の部分を御覧ください。そうしますと、2023年の平均漁獲量は14.3万トン、これが2023年のABCの値となります。

上の表の赤枠で囲ったところのまず黄色の部分、これが2031年に限界管理基準値を上回る確率は、これは99%、それから、オレンジ色で示した2031年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は60%と予測されております。

私から説明は以上です。

○資源管理推進室長 続きまして、資源管理推進室長、永田から令和5管理年度のまいわし太平洋系群のTACの設定及び配分について、また、続いて対馬暖流系群についても御説明いたします。資料は41ページ、資料3-9を御覧ください。

まいわしのTAC設定については、太平洋系群、対馬暖流系群、どちらもまあじと同様に令和2年のステークホルダー会合の取りまとめ結果を踏まえて、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従って、最新の資源評価の結果に基づいて算定されたABCをTACとするというもので、前年と同じ考え方となっております。

まず、太平洋系群についてですけれども、漁獲シナリオの概要につきましては、41ページの1の(2)に書いてありますが、漁獲圧について②のところですね令和3年から令和5年まで、直近の親魚量が目標管理基準を大きく上回っていることを踏まえ、当該管理年度の資源量に、最大持続生産量を達成する水準に1.2を乗じた漁獲圧力を掛けるということで、 β は1.2を適用するという事としております。

その結果、TACといたしましては(3)のところ、92万2,000トンとする案としております。

次のページに参考2、3としてTACの推移、漁獲実績の推移を載せております。令和4管理年度のTAC79万1,000トンということで、13万トンちょっと増加するという案としております。

2の配分案のところですが、まず留保ですけれども、令和5管理年度においては15%としております。令和4管理年度においては20%としておりましたが、TACの増加、あるいは今年度の漁獲状況を踏まえまして、パーセンテージとしては15%とするという案としております。

また、配分につきましては、過去3年、平成29年から令和元年までの漁獲実績の比率に基づいて大臣管理漁業及び都道府県に配分するという事で、ここの考え方は前年と同じでございます。

配分量につきましては、具体的には43ページにあります別紙を御覧ください。

まず、大臣管理区分ですけれども、大中型まき網漁業、漁獲割当てを行う管理区分は29万3,000トン、総量の区分については25万8,800トンと、知事管理につきましては、上位8割に入るところ及び数量明示を希望するところということで、北海道、岩手、宮城、宮崎に記載のとおりを数量を明示して配分すると、その他右側の枠に書いてある府県につきましては現行水準としております。

また、大中型まき網の漁獲割当てにより管理を行う区分につきましては、昨年同様、当初時点で留保から上乗せの配分をするということで、国の留保の中からシェア相当分の50%を上乗せするという事といたしまして、括弧書きの数字、31万8,800トンが大中型

まき網漁業の漁獲割当てにより管理を行う区分の数量となります。これによりまして、留保は括弧書きのとおり、11万2,500トンとする案としているところです。

続きまして、対馬暖流系群です。資料は45ページ、資料3-10を御覧ください。

TAC設定の考え方は先ほど太平洋系群のところでも御説明したとおり、前年と同じ考え方となっております。ステークホルダー会合の取りまとめを踏まえた漁獲シナリオの概要、(2)のところに記載しております。漁獲圧力については、令和3年から令和5年までは、 β を0.8とするということとしております。その結果、TACといたしましては、14万3,000トンとする案にしております。46ページにTACの推移、漁獲実績の推移を記載しております。

2の配分のところですが、ここは前年と同じ考え方に基づく配分案としております。TACの30%を国の留保とするということです。それから、大臣管理漁業及び都道府県への配分は過去3か年、平成29年から令和元年までの漁獲実績の比率に基づくということで、具体的な数量は次の47ページ、別紙とありますところに記載しております。

大臣管理区分、大中型まき網漁業については3,500トン、知事管理区分につきましては上位8割に入る都道府県と数量明示を希望する都道府県ということで、富山県、石川県、島根県に記載のとおりを明示して配分します。右側に記載している府県につきましては現行水準とするという案になっております。

TACの設定及び配分については以上です。

○田中分科会長 それでは、ただいまの説明につきましては何か御質問等ございますでしょうか。

これも例年どおりという。井本委員、どうぞ。

○井本特別委員 山陰旋網の井本でございます。御説明ありがとうございました。

まいわしにつきましては、今漁期の大中まきの10月までの漁獲状況というのを私の方から少し説明させていただければと思います。

まず、対馬系群についてですが、水揚げ量の上限設定や日本海での4月下旬以降の漁獲、専獲自粛等の管理を行っておりますけれども、水揚げ量の方が約8,500トン、既に今回諮問されている令和5年の割当て量3,500トンの2.4倍となっております。また、太平洋の総量管理区分におきましても、水揚げ量に応じた休漁などを漁獲抑制として行っている中でございますけれども、24万1,700トンと、こちらは令和5年割当ての93%となっております。両系群とも依然として非常に厳しい割当てと考えております。

今漁期、国の留保から迅速に配分していただいたことや、水産庁の仲介によって県から融通を頂いたことによって何とか操業を維持している状況ですけれども、水産庁を始め関係者の皆様には感謝申し上げますけれども、来漁期についても柔軟かつ迅速な留保の配分、それから関係者合意や融通の促進をお願いしたいと存じます。

また、まいわしにつきましては、現在の漁獲シナリオを決定したのが令和2年から資源の状況が大きく変化していると私たち感じております。令和6管理年度以降のTACについては、最新の資源評価を踏まえて、必要な場合には漁獲シナリオの再検討を行うことも視野に入れていただくようお願いしたいと思います。

なお、対馬系のまいわしでは、ここ数年、漁獲枠の制限による獲り控えといったことが大きくなっておりまして、漁獲データに基づく資源評価には資源の回復が十分に反映されておらず、それがTACと漁業者の現場感覚との乖離につながっているのではないかと感じております。

水研機構の方々には境港にも度々足を運んでいただいております、漁業者との意見交換や情報収集に努めていただいているところでございますけれども、今後とも資源の実態を反映した評価をお願いしたいと存じます。

それから、最後にもう一つ、1点だけお願いございまして、直接今回のTAC配分とは関係ないんですけれども、このまま将来資源が回復して水揚げ量が増加していったときに、現在の陸上施設のままでは処理し切れないということが出てくると思いますので、漁業の成長産業化を図るといった上で、資源管理と併せて、是非陸上の加工施設の拡充も水産庁さんの方には進めていただくよう、この場をお借りしてお願いしたいと思います。

済みません、お願いばかりで恐縮なんですけれども、以上です。

○田中分科会長 3点ほど要望があったと思いますけれども、これは要望を承ったということによろしいですか。

○資源管理推進室長 お答えいたします。

国の留保からの迅速な配分、融通等につきましては、引き続き皆さんとの御協力の下、できる限り対応してまいりたいと思っております。

また、まいわしについて、漁獲シナリオの再検討についての御要望を頂きました。漁獲シナリオについては、原則5年ごとに見直しとしておりますが、加入水準など、資源状況に予期せぬ変化が起こった場合は5年以内でも見直すこととしているところであります。

まいわしの太平洋系群につきましては、今年の資源評価で新たに外国漁船による漁獲を

考慮したことでか、将来予測についてのところが一部変わってきたというところがございます。親魚量や目標管理基準の達成確率が大きく変更になったという状況でございます。

ですので、令和6管理年度のTAC設定に向けては、ステークホルダー会合を開催して、漁獲シナリオの見直しの必要性等について議論を行う方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

今、資源再建計画発動中の対馬暖流系群については、これは限界管理基準値以下ですよ。

○資源管理推進室長 今申し上げたのは太平洋系群の方でして、対馬暖流系群につきましては、現状、先ほど田中会長からお話がありましておとり再建計画に取り組んでいるところですし、資源増加傾向とはいえ、将来予測、予測の範囲の中での増加という状況ですので、対馬暖流系群につきましては、現時点ではシナリオの見直しというところまでは考えていないところです。

○田中分科会長 あとは機構の方に調査の要望があったということによろしいですか。

○資源管理推進室長 はい。

○福若浮魚資源部長 ありがとうございます。これまでも担当の副部長を始め担当者が特に日本海の方はいろいろ港の方を回らせていただいて、漁業者の情報を頂いております。今後も漁業者様から情報を頂きながら資源評価の向上を進めてまいりたいと考えております。どうもありがとうございます。

○田中分科会長 ということで、ほかにもございますでしょうか。

はい、どうぞ、川辺委員。

○川辺委員 今、機構からの御説明で、資料の27ページの、まいわしの太平洋系群のところ、下の段で、将来の親魚量のところだったと思うのですがけれども、今年から方法をちょっと変え、バックワードリサンプリング法を採用したと伺ったんですが、目的とか、どういう効用があったのか簡単に御説明いただければ。

○福若浮魚資源部長 ありがとうございます。バックワードリサンプリングというのは、通常この26ページ目の図6で、我々通常はこの例えば赤い再生産関係に基づいて将来の加入が進んでいくだろうというふうに考えているところなんです、説明したとおり、2021

年、最近年ですね、近年数年間、5年、6年程度はこの赤い線よりもずっと上に来ているということで、これはどうしてこの赤い線よりも上に来ているのがよく原因が分からないんですが、近年そういう高い加入が続いているということは事実ですので、では、理由は分からないけれども、近い将来は高い加入が続くだろうというふうを考える、仮定したということです。

近年、高い加入が続くというのは、例えば将来5年間は過去の5年間と同じような高い加入が続くだろう、将来10年間は過去の10年間と同じような高い加入が続くだろうというふうに将来はそういうふう考えた。過去に戻っていけば行くほどその再生産関係からの残差は小さくなりますので、将来に行けば行くほどどんどん通常加入期に戻っていくだろうというふうな仮定を置いているという状況です。

これに基づいて将来予測いたしますと、最近の高い加入が今後、近い将来も続きますので、しばらく資源の高い水準は今後、近い将来も続くだろうというような結果になったという状況でございます。

○川辺委員　そういう過去の傾向を含めた情報がこの予測に反映されていると。

○福若浮魚資源部長　はい、そのとおりです。そのような傾向を今後の将来予測にも生かして、続くだろうと考えて予測したのがこの結果ということになっております。

○田中分科会長　よろしいですか。

ほかに。ウェブ誰。三浦委員、どうぞ。

○三浦委員　全漁連の三浦です。

先ほどからの話を聞いて、太平洋系群では、中国やロシア漁船の漁獲量を資源評価に加算し、同時にバックワードリサンプリング等の計算方法の追加により、去年から比べて13万トンTAC数量が増えたんだろうと理解をしたわけですが、そうした場合、先ほどロシアが25.6万トン、中国が23.7万トン漁獲しているということですが、この漁獲量はどのように水産庁として把握をしたのか。また、どこの海域で獲っているのか詳細を教えてください。実際もっと獲っている可能性もありますので、教えていただければと思います。

以上です。

○田中分科会長　はい、質問。

○福若浮魚資源部長　まず資源評価の方から御説明。

○田中分科会長　じゃ、はい、どうぞ。

○福若浮魚資源部長 まず、資源評価からのこの数字の説明をいたしますと、ロシア、中国の漁獲は、N P F Cのホームページに漁獲統計が公表されております。この中で、ロシアの漁獲の25.6万トンがロシアと、それから恐らく日本の水域も含まれていると思いますが、それらの200海里内の水域で漁獲したというふうになっております。

それから、中国の漁獲に関しましては公海上、ここではN P F Cのコンベンションエリアですね、条約水域の中で漁獲されたというふうになっておりました。

私からは以上です。

○田中分科会長 水産庁、その説明でよろしいですか。

ということで、あと、バックワードリサンプリングで増えた部分があるのかという質問もあったと思うんですが。

○福若浮魚資源部長 はい、そのとおりで、バックワードリサンプリングでも将来の予測に関しては増えた部分がございます。

○田中分科会長 現在のものは現在の漁獲量までなので、将来のはバックワードで増えたということだったと思いますが、三浦委員、よろしいでしょうか。

○三浦委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○田中分科会長 じゃ、一つだけ、この結果は、もし今のデータを入れたら管理基準値は大分変る見込みあるんですかね。

○福若浮魚資源部長 管理基準値、計算したのが、2018年までのデータで計算しております。外国の漁獲量が増えたのは、近年3年、4年程度ですので、その以前に計算した管理基準値そのものは大きくは変化いたしません。

○田中分科会長 はい、どうぞ。

○木村委員 まいわしの太平洋系群で、直近は増えていてもその後ずっと減っていくんですけども、これはどうしてなんですか。将来予測のまいわしの太平洋系群、図10です。

○福若浮魚資源部長 将来予測、はい。図10ですね。先ほど、バックワードリサンプリングのところで簡単に御説明いたしましたが、バックワードリサンプリングというのは、過去、近い過去の加入量の高い加入が近い将来起こるだろうという仮定を置いています。遠い将来に関しては、遠い過去と同じような加入が続くだろうというふうを考えていますので、これは通常加入期の再生産関係に戻っていくというような仮定を置いておりますので、こういうふうにして下がっていくと、将来予測に関しては加入が下がっていくということになりますので、それに従って資源量も下がっていくということになります。

○田中分科会長 ちょっと待ってください、私が簡単に説明します。

もともと低加入期を標準に置いているわけです。今たまたま一時的に高加入が続いているので資源量が大きい。でも、再生産関係は低加入期のものを想定して計算するんですね。だから、今一時的に高加入でデータとしては高い年期があるので資源量大きくなるんです。でも、将来予測するときには低い加入を使うので、いずれ減るんです。それをちょっと遅らせた、そのバックワードリサンプリングで。

○木村委員 その方法自体は資源解析的にそうなのでしょうけれども、まいわしの場合にはやっぱり特殊な魚で、レジームシフトの関係から、これから増えていくというようなこともある程度想定されている中で、この数字を見てしまうとなくなっちゃうのねという、やっぱりレジームシフトとかそういうふうな環境の問題とか。だから、ちょっとそれなりに誤解を与えるのかなと思うので、何らかの注釈を付けるとか何かしておかないと、今まで資源研究をやってきた人たちの言っていることをある意味では否定することになりかねないので、ちょっとそこら辺の何か注釈が必要なのかなと私は思いました。

○福若浮魚資源部長 ありがとうございます。これは、我々実はレジームシフトが起こったかどうか分からないということを考えています。

というのは、昨年この場で御説明させていただきましたが、1980年代のときのようなアリューシャン、その海洋気候ですね。気候の状況というのは1980年代と現在は大きく変わっております。それから、産卵場に関しましても、1980年代のときは薩南海域に大きな産卵場ができたんですけれども、近年は薩南海域にできておりません。

ただ、そういう1980年代の高い高加入期と同じような環境ではないんですけれども、最近加入が高いのが続いているという状況です。それが分からないからバックワードリサンプリングを使って高加入期の再生産関係を使っていないということなんですけれども、そういうことで、1980年代は海洋の気候で日本近海もプランクトン量が多くて高い加入が、親まで生き残って卵を産むような非常に高い生産量を維持しておったわけなんですけれども、最近、日本近海のプランクトン量というのは、1980年代のような高い生産——プランクトンの餌の量ですね——餌の量は高い生産量の状態にないという状況です。

最近、まいわし、加入はいいんですけれども、成長がどんどんどんどん悪くなっておりまして、なかなかその成長に対しての密度効果というのが働いてきておりまして、将来的に1980年代のような高加入期に戻るとは、現在のところは考えづらいのかなというふうに考えております。

ということで、もちろんその注釈が必要であるというような御指摘は、もちろんそのとおりですけれども、我々は現在、1980年代の高加入期に戻る、レジームシフトが起こって高加入期になるというふうには現在のところは考えていないという状況でございます。

○木村委員 よく分かりました。ただ、レジームシフトは起こらないということだとすると、それはそれなりにショッキングなことだろうと思うので、やはり何か丁寧な説明というのは実はまいわしに関してはあるような気がしましたので、是非御検討ください。

○福若浮魚資源部長 はい、ありがとうございます。今後、説明する際に丁寧な説明を心掛けたいと思います。どうもありがとうございます。

○田中分科会長 木村委員が懸念されるとおりなんだけれども、ちょっと普通の将来予測とは意味合いが違うんですね、これね。もうレジームシフトが起こって増えた量はボーナスだと、一時的、過去のデータから言うと大量に獲れるのは10年ぐらいしかないから、だから、低加入期基準に考えて全部管理基準値とか設定して将来予測もやっているということなので、その点についての説明があればいいんじゃないかと思っておりますけれどもね。

ほか、ウェブでないですか。

ほかに御意見がないようでしたら、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

特段御異議ないようですので、そのように決定いたします。

本件諮問第398号については、配分の変更のルールに関する案件がありますので、漁獲可能量の変更に係る配分、留保からの配分及び数量の融通等についても諮問されておりますので、その点について事務局から簡潔に御説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長、永田です。資料3-1、1ページにお戻りください。

諮問文の「また」以降のところですが、令和5管理年度における漁獲可能量の変更に係る留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいということで、11ページの別紙2を御覧ください。

今ほど御承認いただきました、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群のTAC及び配分に関して、この配分の変更のうち行政の恣意性のない機械的な留保からの配分又は配分数量の変更につきましては、今回あらかじめ御了解いただくということで、具体的な数量については事後報告とさせていただきたいという内容のものでございます。

今回そのような取扱いにさせていただきたいというものにつきましては、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群、それからさんまについての75%ルールの部分と、まあじ、まいわし対馬暖流系群、それから、さんまについての関係者間での合意形成に基づく留保からの配分、それから都道府県間、又は大臣管理区分と都道府県間との間で当事者合意による数量の融通に伴い配分を変更する場合ということで、これらにつきましては事後報告ということ、また、まいわしの太平洋系群につきましては、漁獲割当てにより管理を行う管理区分の未利用分につきましてはの管理期間終了後の留保への繰入れ、それから、総量で管理を行う区分への追加配分につきましても事後報告とさせていただきたいという内容のものでございます。よろしくお願いいたします。

○田中分科会長 ありがとうございます。

先ほどこの件の前に認めていただきましたさんまの配分も含めまして、融通等についての提案があったということになろうかと思いますが、何か御質問等ございますでしょうか。

はい、どうぞ、高橋委員。

○高橋特別委員 配分について異存はございませんが、さんまについて40%削減に合意した、これはこのとおりで結構ですが、この配分の中身について教えていただきたい。総額が55万6,250トンから40%減で33万3,750トン、このうち公海の部分が19万8,000トンになったということです。この33万3,750トンから公海の19万8,000トンを引くと、日本とロシア13万5,750トンということになると思います。

このロシアと日本の13万5,750トンをどのような形で配分をしているのかということが1点と、それから、この国別漁獲上限の日本とロシアの分2万8,115トン、それから3,275トンという数字がこの13万5,750トンの中に入っているのか入っていないのか。当初、E E Z内だけの話なのかなと思いましたが、数字的に合わないですね。この辺を教えていただきたいと思います。

以上です。

○田中分科会長 これは水産庁の方で。

○資源管理推進室長 まず、ロシア及び日本のE E Z分のところにつきましては、資料3-7の33ページを御覧ください。

設定の考え方の下に、表で第6回N P F C年次会合で採択された保存管理措置が左側にありまして、右側に我が国T A C算定の考え方と書いております。この①、②のところでございます。右側にありますとおり、日ロ両国の200海里の水域内での過去3年間、平成

29年から令和元年の我が国の漁船による漁獲シェア、93.7%ということで、これを13万5,750トンに掛けまして、日ロ両国の200海里水域内分としましては12万7,220トンということですが。

もう少し詳しい数字は34ページの一番上、参考1ということで、N P F C統計における200海里水域内の漁獲実績ということで、日本、韓国、ロシア、台湾と記載しております。ここの日本とロシアの数字の比率で93.7%としております。これが200海里水域内での数字ということで、これに先ほど公海の方での日本の分ということで2万8,115トン、これの合計で15万5,335トンというT A Cの設定としております。

○田中分科会長 よろしいですか。

排他的経済水域内と公海上と分けて枠ができて出ていると。

ほかに、よろしいでしょうか。

ウェブの方も、もうよろしいですか。

ほかにないようでしたら、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

特段御反対ないということで、原案どおり承認させていただいたということにさせていただきます。

次に、諮問第399号、特定水源資源（めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3 M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3 O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてに移ります。

それでは、事務局から説明よろしくお願いたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 水産庁国際課のかつお・まぐろ室長、成澤でございます。資料は4になります。

まず、諮問文を読み上げます。

4 水管第2603号

令和4年11月21日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第399号）

漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、特定水産資源（めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和5管理年度における漁獲可能量等を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの漁獲可能量に関する令和5管理年度における留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとしたいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

私の方からは、特定水産資源に定めるめばち（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3O））、からすがれい（北西大西洋条約海域）、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの令和5管理年度の漁獲可能量の当初配分案について御説明させていただきます。

資料につきましては、まぐろ類と底魚については資料4の11ページ、くじら類については資料4の13ページ及び14ページを御覧ください。

今回、漁獲可能量を設定する資源において、令和5管理年度は令和5年1月1日から12月31日までとなっております。各資源の漁獲可能量については、先ほど申し上げました各魚種については前年漁期以前から繰越し可能な割当はないことから、各資源の管理を行う国際機関で決定された我が国の当初割当量を漁獲可能量として設定いたします。

一方、それら以外の各くじらについては、国際機関で採択された算出方法に従って漁獲可能量を設定いたします。

また、各資源の大臣管理区分は東部太平洋のめばちはかつお・まぐろ漁業のみとなります。インド洋のきはだでは、大中型まき網漁業とかつお・まぐろ漁業を統合した区分のみになります。また、あかうお類、からすがれいは、遠洋底引き網漁業のみとなります。いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらは、母船式捕鯨業と基地式捕鯨業の2区分となります。

各資源の大臣管理漁獲可能量については、東部太平洋のめばちでは、IATTCにおいて今後、他国への割当や移譲が予定されております。これに必要な数量である8,000トン留保枠として設定いたします。

したがって、この留保枠の数量を漁獲可能量から差し引いた2万4,372トンをかつお・まぐろ漁業の大臣管理漁獲可能量に配分させていただきます。

インド洋のきはだ、あかうお類、からすがれい、いわしくじらの4種では、漁獲可能量の全量を大臣管理区分に配分し、数量は、それぞれインド洋のきはだが4,002トン、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M））が400トン、あかうお類（北西大西洋条約海域）（区分3O））が150トン、からすがれい（北西大西洋条約海域）が1,155トン、いわしくじらは24トンとなります。

また、にたりくじらの漁獲可能量187頭のうち、150頭を母船式捕鯨業に配分し、みんくくじらの漁獲可能量136頭のうち基地式捕鯨業の太平洋海域に76頭、同じく基地式捕鯨業のオホーツク海域に33頭を配分することを考えております。

私からの説明は以上となりますが、捕鯨室長から追加の説明がございます。

○捕鯨室長 ありがとうございます。水産庁で捕鯨室長をしております坂本と申します。

くじらの部分、少し補足して説明させていただきます。資料13ページを御覧ください。

令和5年度のいわしくじら、にたりくじら、みんくくじらのTACの設定及び配分についての案です。

基本的な考え方と配分については、本年度と基本的に同じになっていまして、設定の考

え方なんですけれども、国際捕鯨委員会において採択された算出方式に従いまして、初期資源量の60%の資源水準を長期的に維持する漁獲量を算出する方法で得られた値から、混獲その他の捕鯨業における漁獲以外の人為的要因により通常発生すると想定される年間の死亡頭数を減じた量を漁獲可能量とするという形にしたいと考えております。

具体的には、いわしくじら24頭、にたりくじら187頭、みんくくじら136頭という形になっております。

資料の下の方にこれまでのいわしくじら、にたりくじら、みんくくじらのTACの推移について記載させていただいております。

1ページめくっていただきまして、14ページになります。

配分についてです。これも今年度と同じような考え方で配分をさせていただきたいと考えております。いわしくじらにつきましては、母船式捕鯨業者のみが捕獲するというところで、全量を母船式捕鯨業者に当初配分を行うという形にしております。母船式捕鯨業者は1社のみであり、1頭ずつ捕獲する操業形態なので、漁獲可能量を超過するおそれは低いということから、いわしくじらの国の留保は設定しておりません。

にたりくじらにつきましては、漁期中に基地式捕鯨業に配分を行う可能性があることから、漁獲可能量の20%を国の留保分として残りの全量を母船式捕鯨業へ配分を行いたいと考えております。

みんくくじらについては、漁期中に母船式捕鯨業に配分を行う可能性があることから、漁獲可能量の20%を国の留保分として、残りの全量を基地式捕鯨業へ配分を行うという形になっています。具体的な配分の数については、その下に書いてあるとおりです。

なお、みんくくじらにつきましては、基地式捕鯨業の太平洋海域とオホーツク海域でそれぞれ分けた形で配分をする形になっております。

以上がいわしくじら、にたりくじら、みんくくじらのTACの設定及び配分についてです。

それで、1ページ目の諮問文のところに戻っていただきたいんですけども、「また」以下のところで、いわしくじら、にたりくじら及びみんくくじらの漁獲可能量に関する令和5管理年度における留保からの配分及び数量の融通等について、別紙2の取扱いとさせていただきたいというふうに考えておりまして、別紙2、9ページを見ていただけますでしょうか。漁獲可能量に係る留保からの配分及び数量の融通等についてです。

まず、1の経緯といたしまして、令和4管理年度より、いわしくじら、にたりくじら、

みんくくじらの資源管理を漁業法に基づく漁獲可能量による管理に移行させていただきました。

その運用としまして、これら3種の漁獲可能量に係る配分数量の変更のうち、大臣管理区分間での配分、数量の融通であり、下に書いてある(1)国の留保枠からの配分に伴う数量の変更、(2)融通に伴う数量の変更につきましては、水産政策審議会に対して事後報告で対応できるという取扱いをさせていただきました。これらにつきまして当事者間での合意が形成がある場合について、事後報告という形で対応できるというふうに取り扱いさせていただきました。

令和5年度につきましても、令和4年度と同じように上記1の1の(1)及び(2)による配分数量の変更につきましては、水産政策審議会に対して事後報告で対応できることにしたいというふうに考えております。

以上が説明になります。ありがとうございます。

○田中分科会長 それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

あんまり関係する人、少ないのかな。これは13ページの下のみんくくじらの枠が変動しているのは、これは混獲頭数が変動しているからということですか。

○捕鯨室長 はい、そのとおりです。

○田中分科会長 了解しました。

余りこれは選択の余地のないものですから、条約に基づくやつはああだこうだ言ってもどうにもならない。

よろしいでしょうか。

ウェブの方は特にないですか。

それでは、諮問第399号につきまして、原案どおり承認をしていただいたということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。特段御異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

長くなりましたが、今日最後の諮問、諮問第400号ですね。諮問第400号、特定水産資源(くろまぐろ(大型魚))に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更についてに移ります。

事務局より説明よろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。資料5-1を御覧ください。

まず、諮問文を読み上げます。

4水管第2686号

令和4年11月21日

水産政策審議会 会長

田中 栄次 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更について（諮問第400号）

特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度における漁獲可能量に係る数量について、別紙のとおり変更したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容につきましてですが、次、3ページ以降、告示の案、変更部分は新旧対照表のものがございます。

4ページを御覧ください。上の段のところですが、左側が改正後、右側が改正前です。第二の一、漁獲可能量のところですが、6,844.2トンのところを6,789.4トンに、また、二の都道府県別漁獲可能量、青森県のところ605.9トンを589.9トンに、それぞれ変更するというものです。

内容につきまして、資料5-2、5ページ以降で御説明いたします。

今回の変更は、青森県より本年8月に令和3管理年度の漁獲実績について追加報告があったことを受けて行うものです。追加報告を反映した令和3管理年度の実績は、その下の

表にありますとおりです。小型魚について0.8トン、大型魚について54.9トンの追加報告がありました。その結果、小型魚につきましては、追加報告後の数量も青森県への配分量以下でしたが、大型魚については、配分量を超過したということで、令和4管理年度への繰越数量、また、令和4管理年度の追加配分の数量を再計算する必要が生じました。

再計算の結果については、その下に記載しております。

繰越数量につきましては、追加報告の反映後も繰越しの上限を未利用分が超えていたことから、繰越数量については変更はありませんでしたが、追加配分に関しましては、消化率が高かった都道府県への上乗せ、いわゆる消化率メリットとして1.3トン配分していた部分は漁獲量が配分量を超過したため、取り消すこととなります。

また、国全体への繰越数量への影響については、まず小型魚について下の段の表に書いてございますが、小型魚については、追加報告を反映しても未利用数量、追加報告反映後というところですが、WC P F C上認められている上限を超えていることには変わりありませんので、小型魚については繰越数量は減少しないという、681.1トンの繰越しの数量は変わらないという結果です。

次のページの上に、大型魚についての繰越数量の再計算を載せております。大型魚につきましては、未利用分が国全体の繰越し上限未満であったという状況でしたので、追加報告を反映した結果、国全体の繰越数量が追加報告あった54.8トン減少するということとなります。

その結果、全体としてどうなるかということが下の段に載せております。国全体として差し引くこととなる数量は54.8トンでございます。このうち青森県から枠の超過分と消化率メリット、14.7トンの超過分と消化率メリット1.3トン、合計しました16トンを差し引くということになります。

国全体から差し引くことになる数量のうち、この16トンを除いた38.8トンにつきましては、本来は減少後の繰越数量に基づいて各管理区分への追加配分が行われるはずでありましたが、繰越数量は既に各管理区分へ追加配分済みであるということ、また、青森県は令和3管理年度に62.8トン进行他県へ譲渡しており、これらは既に他の都道府県の枠の管理に役立っているというところから、配分をやり直すということで混乱を招くことになりかねないという、こういうことからこの38.8トンについては国の留保で対応するというので、国の留保を101.2トンから62.4トンに変更するというような形での変更の案というのが今回の内容でございます。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

穏便な措置と。ウェブ参加の方もよろしいですか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 済みません、こういった経緯は今の説明で分かったんですけども、少しこれは考え方が今までと違うのかなというふうに考えていますけれども、こういう場合は、北海道はちょっといろいろあって、北海道独自でこれを全部返すという形があったんですけども、今回これは後で出てきたということは、青森県が何らかしらのおかしいことがあったからこれが後から出てきて、配分した後に出てきたという考えだと思えるんですけども、そういった場合は県で独自にそれを補うというのが本来のルールじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○田中分科会長 はい、どうぞ、水産庁の方から。

○資源管理推進室長 追加報告があった数量全量、青森県から差し引くべきではないかという御意見だと思いますが、先ほど御説明の中でも申しあげましたけれども、既に融通や繰越数量の追加配分として、他の都道府県に配分されている、そして、各都道府県での管理に役立っているというような状況もございまして、また、それをまた戻して配分をやり直すということで混乱を招くことになりかねないということから、今回は留保での対応とさせていただきます。御理解いただければと思います。

○阿部委員 言っていることは本当に分かるんだ。ただ、言いたいのは何でこれ、じゃ、もし今度北海道が後から取った枠出ましたよと、それでほかに分けていますよというときはまた同じような対応をしてこられるということかな。これやると、みんなこの県でも同じような後出しすれば、あとは国の補充枠から出すよとか、あとは国から引きますよという話になると思うんですけども、それはどうなるんでしょうかね。

○田中分科会長 どうぞ、水産庁の方から。

○資源管理推進室長 今回、このような対応をさせていただきたいという案でお示ししておりますけれども、後から出せば留保で何とかなるということ的前提にということでは決してなくて、しっかり漁獲報告していただくというのが前提ではございます。

今後、どのような場合どうかということですが、まずはしっかり報告していただきたいということが一つと、その状況にもよりますので、そこは今回の例も参考にし

ながらそのケース・バイ・ケースでどのような対応かというのは検討していくことになるかと思えます。

○阿部委員 それでは随分曖昧な返答だよね。ケース・バイ・ケースというのは都合のいい言葉であって、ちゃんとしたものを決めた中でやって、後から出してきたのというのは、本来は私たち北海道から見てもちょっとおかしい話なのかなというふうに考えていますけれども。

○田中分科会長 どうぞ。

○資源管理推進室長 基本的には今回のような対応ということで考えておりますが、実際どのような数字が出てくるのかということによっては全く同じ対応というわけにはいかない部分もあるかと思ひまして、今のような、お答えさせていただきました。

○阿部委員 私自身はちょっと納得できるような形ではないと思っています。

以上です。

○田中分科会長 御指摘はごもっともじゃないかなというふうに思いますけれどもね。ちゃんとルール化しないと不公平だという点は全くそのとおりなので、水産庁の方でその点は御検討いただくということにさせていただければと思いますけれども、今回たまたま他県に渡している部分が大量にあったので、御社じゃないけれども、という措置をしたけれども、それが一般的ルールとしてこの先やるのかどうかということもちゃんと公平な配分という点から検討していかないといけないので、今後の検討課題としてどこかのところで検討していただければと思いますけれども、しかるべきところで。よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

今、御意見が出されたということで、そういった点を御検討いただくという条件で本件についてお認めいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

特段御反対がないということなので、今後この点については検討するという条件付きでお認めいただいたということにさせていただきます。

それでは、諮問第397号から400号について確認のため、答申書を読み上げます。

答申書

4 水 審 第 26 号

令和4年11月21日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

水産政策審議会

会長 田中 栄次

令和4年11月21日に開催された水産政策審議会第120回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第397号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、さんま及びまあじの別紙2の変更等）について。
- 諮問第398号 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について
- 諮問第399号 特定水産資源（めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分3M）、あかうお類（北大西洋条約海域（区分3O））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら及びみんくくじら）に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について。
- 諮問第400号 特定水産資源（くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における漁獲可能量等の変更について。

（分科会長から資源管理部長に答申書手交）

○田中分科会長 大分時間超過しましたので、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。

4時5分再開ということにさせていただきます。それまでに席にお戻りください。

（休憩）

○田中分科会長 それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。

続きまして、協議事項に入ります。

かつお・まぐろ漁業における令和3管理年度のくろまぐろ（大型魚）の漁獲実績の扱いについてです。

本件については、前回分科会におきまして水産庁から試験的IQが実施された令和3管

理年度における漁獲実績の状況などの報告がありました。今回の分析では、本件の実質的な議論を行うこととなっております。

議論の進め方ですが、まずは水産庁から説明を頂きます。その後、これは改めて委員の皆様から了承を得てからになります。2人の参考人から本件について御意見を表明いただきまして、それぞれに質疑を行うことを想定しております。その後、分科会として総合討論という流れにしたいと考えております。

それでは、まず事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長の成澤でございます。

資料の御説明に入る前に、事務局から一つ委員の皆様に御意見を伺いたい点がございます。

本日御出席の齋藤委員におかれましては、一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会の理事の立場でもあり、正に本件の直接の関係者となっております。そのため、本件について実質的な議論を行う今回の分科会においては、公平な協議を行うため、本分科会の委員としての参加は控えていただけないかと考えております。

もしそれでよろしければ、本議題を協議している間は、事務局の方で傍聴人席近くに座席を用意しておりますので、そちらに御移動いただけないかと考えているのですが、分科会長いかがでしょうか。

○田中分科会長 ただいま事務局から本議題の間における齋藤委員の離席についての提案がありましたが、了承してよろしいでしょうか。齋藤委員もそれでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

特段御異議がないようですので、齋藤委員におかれましては、事務局が案内します座席の方への御移動をよろしくお願いいたします。

それでは、改めて事務局から御説明をお願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 資料については6になります。

9月に開催された前回の分科会において、私からくろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における令和3管理年度の漁獲実績の状況を報告いたしました。本日の分科会では、協議という形で本件の実質的な議論を行っていただくことを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、前回の分科会では、令和3管理年度の漁獲実績については、水産統計の専門の方に分析していただくよう御提案を頂きました。こちらについても後ほど御説明させていた

できます。

まずは、前回の説明と重複する部分もございしますが、当方から改めて令和3管理年度の漁獲実績の状況を報告します。その後、本日は実質的な議論ができればと思いますので、本件に関する水産庁の案を幾つかお示ししたいと思います。

それでは、1ページ目御覧ください。

かつお・まぐろ漁業については、令和4管理年度から漁獲割当てによる管理、いわゆるIQ管理を行っております。太平洋くろまぐろの資源評価については、長年、我が国のかつお・まぐろ漁業の漁獲データが用いられており、中でも盛漁期である4月から6月の大型魚のCPUが資源動向を解析する上で重要な指標となっています。

しかしながら、下の図にありますように、数量管理導入以降の2018年、2019年、2020年においては、漁獲量の総量による管理の下では、先取り競争の弊害により漁獲データを十分に得られない状況が続き、WCPFCでの資源評価に用いるデータの精度に対して、WCPFCから疑義が呈されていました。

漁業法ではIQの管理が基本とされ、かつお・まぐろ漁業においてもロードマップでは令和5年度までにIQ管理の導入が予定されており、また、このような状況下でもあったため、令和2年10月30日の水産政策審議会において、資源評価に用いる漁獲データの安定的な収集の実現にはIQ管理が有効であるとの提案があり、かつお・まぐろ漁業にて速やかにIQ管理を導入する方向で検討を始めました。

そして、IQ管理の導入がスムーズに進むよう、資源管理基本方針において、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として試験的に船舶ごとに漁獲を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする定め、令和3管理年度は試験的IQを実施いたしました。

なお、法令上、令和3管理年度のかつお・まぐろ漁業は、漁獲量の総量による管理でございます。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、試験的IQを含めた漁業者による自主的な資源管理の取組についてです。

まず、我が国の資源管理におきましては、法制度に基づく規制に加え、休漁、体長制限、操業期間の制限などの漁業者自身による自主的な取組が様々な魚種で長らく行われてきました。

このような自主的な取組は、資源や漁業の実態に即した実施可能な管理手法となりやす

く、また、資源を利用する当事者間の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという特徴があります。

平成23年度からは、国や都道府県が資源管理指針を作成し、この指針に従って関係漁業者が資源管理計画を作成・実施する資源管理の枠組みが導入されました。これにより公的規制やそれまで取り組んできた資源回復計画のほか、各地の自主的な資源管理を包括する枠組みが構築されることになりました。

改正漁業法に基づく新たな資源管理システムにおいても、国や都道府県による公的な規制と、漁業者の自主的取組の組合せによる資源管理推進の枠組みを継続することとし、漁業者による自主的な資源管理措置を定める資源管理協定の活用を図ることとしています。

3 ページ目を御覧ください。

こちらは、令和3管理年度に実施したかつお・まぐろ漁業の試験的 I Q についてです。一つ目の丸は、冒頭でもお話ししたとおりです。

二つ目の丸ですが、かつお・まぐろ漁業での試験的 I Q は、総量管理下で生じる先取り競争による弊害を解消し、各漁業者が他の漁業者の漁獲に左右されず、計画的な経営を行えることを基本的な考えとする I Q 管理の前段階で、漁業者自身がスムーズに漁業法に基づく I Q 管理に移行できるようにし、また、I Q 管理が資源評価に用いる漁獲データの安定的な収集の実現に有効であることを確認することなどを目的としていました。

実際に試験的 I Q 管理を行った結果、総量管理下で発生した急激な漁獲の積み上がりに対する一定の抑止効果が見られたことなどの理由から、令和3管理年度のうちに資源管理方針を改正し、令和4管理年度から漁業法に基づく I Q 管理を実施することとしました。

このように、かつお・まぐろ漁業では、令和4管理年度から I Q 管理を導入することとしましたので、漁業者自身がスムーズに I Q 管理に移行できるよう、水産庁としましては令和3管理年度を通じて試験的 I Q 管理の実施をお願いしてきたところです。

ただ、試験的 I Q は飽くまでも漁業者自身による取組でありまして、強制力はなく、漁業者に試験的 I Q を遵守する義務はありません。

4 ページ目を御覧ください。

先ほど申し上げた令和3管理年度の試験的 I Q の実施結果についてまとめております。総量管理の下での試験的な I Q 管理の実施に当たり、水産庁から一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会、以下「近かつ協」とします。及び一般社団法人全日本マグロはえ縄振興協会、以下「全マ協」とします——に対し、各団体が取組の根拠とすべき配分数量

を通知いたしました。

下の図を御覧ください。

試験的な I Q 管理は、令和 3 管理年度の 4 月から 12 月に行われており、1 月から 3 月は従来の総量管理が行われています。

通知で示した配分数量については、近かつ協には 477.167 トン、全マ協には 11.233 トンを配分しております。実際の漁獲実績は一つ右の列を御覧ください。近かつ協においては 295.529 トン、全マ協においては 183.210 トンを漁獲しています。

5 ページ目を御覧ください。

上の図は平成 30（2018）管理年度から令和 3（2021）管理年度までの漁獲実績の推移を各団体別に比較したものです。下の図は、平成 30（2018）管理年度から令和 3（2021）管理年度までの漁獲量階層別の集積分布を表したものでございます。特に漁獲の拡大に伴い、集積分布が年々右に広がっていましたが、令和 3（2021）管理年度においては、以前よりも 3 トン以下のものが増える一方で、中には 50 トンを超えたものも存在している状況でございます。

令和 3 管理年度漁獲実績等については、前回御説明を差し上げた内容のとおりです。

6 ページ目を御覧ください。

I Q 管理に当たり、船舶ごとに漁獲割当て割合を設定しておりますが、その漁獲割当て割合の設定基準について、漁業法第 17 条第 3 項及び同法施行規則第 5 条の事項を勘案して定めることとされております。これらの勘案事項を踏まえ、令和 4 管理年度及び令和 5 管理年度の漁獲割当て割合は下記①及び②を合計した割合で設定されています。

なお、申請された漁獲割当て割合がこれより小さい場合は、当該割合としています。

7 ページを御覧ください。

令和 4 管理年度及び令和 5 管理年度の漁獲割当て割合の設定の策定に当たり、先ほどの各種勘案事項をどのように勘案したのかについて記載しています。後ほど総合討論において適宜参考にしていただければと思います。

8 ページ目を御覧ください。

試験的 I Q を実施した令和 3 管理年度は、それ以前と異なり、試験的 I Q に取り組んだものとそうでないものが混在するという状況下での操業となったところです。現在行っている I Q 管理では、漁獲割当て割合の有効期間を 2 年、つまり令和 5 管理年度までとしていますので、令和 6 管理年度以降の漁獲割当て割合の設定基準は、今後新たに検討する必

要があります。

それに当たり、漁業の自主的な取組として試験的な I Q 管理が行われた令和 3 管理年度の漁獲実績をどのように取り扱うかについては、資源管理基本方針において、令和 4 管理年度中に結論を得ることとされています。

このため、令和 4 管理年度及び令和 5 管理年度の漁獲割当て割合の設定基準で用いた実績割と均等割のうち、前者の実績割の取扱いに関し、考えられる案として 1 から案 5 までを用意しましたので、簡単に説明いたします。

では、まず案 1 を御説明いたしますので、9 ページを御覧ください。

案 1 は、現行 I Q と同様、利用可能な直近 3 か年の漁獲実績を使うもので、2020年から2022年の漁獲実績の合計を用いる案になります。

したがって、焦点となっている2021年の実績も用いる案になります。実績割の方法は、2020年から2022年の総漁獲実績に対する個々の船舶の総漁獲実績の割合を基に案分します。

考え方としましては、現在の設定基準と同様、直近 3 か年の漁獲状況を反映するということです。

また、今後は、I Q 管理下の漁獲実績のみになっていくことも踏まえ、I Q 管理を実施した2022年の実績も用いています。

ここで一つ補足事項がございます。本日の協議に先立ち、近かつ協と全マ協の両団体に対し、令和 3 管理年度の漁獲状況に係るアンケートを実施し、団体の傘下にある個々の船舶の漁獲の状況などを伺いました。委員の皆様の机の上のみ配付している参考 1 及び 2 の資料が両団体からのアンケートの結果となります。

当庁から両団体に対し共通の問いを 5 問、近かつ協のみを対象とする問いを 1 問アンケートを行いました。様々な意見がありましたが、時間の関係もございますので、両団体からの意見のうち、代表的なものをピックアップして紹介します。

まず、全マ協からの回答です。両面印刷 1 枚のものです。主に回答は 1 と回答 6 を御覧ください。参考 1 の 2 ページになります。

ここでは回答 6 を御紹介しますが、2021年、つまり令和 3 管理年度の漁獲実績は T A C の枠内であり、違法なものではなく、漁獲した船舶の漁獲能力を反映したものであるため、令和 6 管理年度以降における漁獲割当て割合の設定基準は原則どおり、それら漁獲実績を基に策定されるべきであると考えますと書かれています。

一方、近かつ協からの回答です。こちらは、様々な地域からの回答がありますが、先ほ

どと同じく回答 6 には本件に対する要望が記載されていますので、まずは回答 6 を御覧ください。

参考 2 の 5 ページ以降になります。地域によって異なる部分もありますが、試験的 I Q を実際に実施した令和 3 管理年度では、漁獲の状況は大きく異なることから、令和 6 管理年度以降の漁獲割当て割合の設定基準の策定に当たり、令和 3 管理年度の漁獲実績は用いないよう求める内容が書かれています。

以上、両団体に行ったアンケートの内容でした。

なお、説明の都合上、案の 1 でアンケートを御紹介しましたが、案の 1 に対するアンケートではなく、令和 3 管理年度の漁獲状況に関するアンケートであることを申し添えます。

加えて、全マ協から前回の水政審の議論について意見書を頂いております。こちらについては、事前に本日欠席の委員も含めてお送りしているので、この場の紹介は割愛させていただきます。

現在、御覧いただいている資料の 15 ページから別紙 1 として御参考までに添付しております。

それでは、次に、案の 2 を御説明いたします。資料の 10 ページを御覧ください。

案の 2 は、2020 年、2022 年の 2 か年の漁獲実績の合計を用いる考えになります。実績割の方法は、2020 年、2022 年の総漁獲実績に対する個々の船舶の総漁獲実績の割合を基に案分します。

この考え方としましては、現行の I Q セットの方法である直近 3 か年の実績を使うことをベースとしつつも、その中で 2021 年については、試験的 I Q に取り組んだものとそうでないものが混在した結果、事実上は I Q 管理と総量管理という異なる管理の仕組みの下での漁獲実績であることを考慮し、これを用いないという案です。この案の是非については、正に委員の皆様の議論を賜ればと存じます。

これに関しては、前回の水政審で木村座長代理から御提案いただいた 2021 年の漁獲実績について、分析について御報告いたします。

現在、御覧いただいている資料の 23 ページから別紙 2 として分析結果を添付しております。

分析については、統計学及び水産資源解析学の専門家であり、まぐろ類資源を研究対象として、まぐろ類の地域漁業管理機関の科学委員会の議長などを努めている東京海洋大学の北門利英教授に依頼いたしました。当庁から北門教授には、かつお・まぐろの漁業にお

ける2018年、2019年、2020年における漁獲実績のデータをお渡しし、試験的 I Q が実施されなかった時期、2018年から2020年と試験的 I Q が実施された2021年の漁獲の状況を比較分析いただきました。

結果については、皆様に配付している別紙を御覧ください。時間の関係もございまして、要約文を説明いたします。

北門教授から分析結果として以下の2点について報告を頂いております。分析結果の一つ目として、近かつ協が試験的 I Q を2021年に行った結果、漁獲状況に変化があったのかどうかの検証を客観的に行うために、仮に近かつ協が例年と同様の漁獲努力量を2021年にも費やしたとしたら、どの程度の漁獲量があったと見込まれるか算出し、2021年の実漁獲量との比較が行われました。

その結果、実際の漁獲量が309.453トンであるのに対し、予測漁獲量は方法1（漁具能率が漁船によって異なり、かつ資源密度が月によって異なると仮定）したものでは477.329トン（95%信頼区間378.513～602.864トン）となり、また、方法2（漁具能率が船舶によって異なり、かつ資源密度が季節と場所によって異なると仮定）したものでは446.265トン（95%信頼区間363.589～538.722トン）との結果で出ています。これらいずれの仮定の下でも2021年の近かつ協の漁獲実績は、予測の不確実性の範囲を超えて大きく下回ることが示されています。

なお、試験的 I Q 期間（2021年4月～12月）が始まる前の2021年1月～3月の漁獲量については、両方法とも実漁獲量を用いているとのことでした。

分析結果の二つ目としては、近かつ協の漁船における2021年漁獲量と全マ協の漁船による2021年漁獲量が有意に異なる否かを検証すべく、統計的仮説検定のうち2標本検定法による検討が行われました。用いる基礎データは各漁船における年間漁獲量とされ、くろまぐろの漁獲量がゼロであった近かつ協の漁船はくろまぐろ狙いの操業はないと考え、分析の解析からは除かれています。

データの正規近似が成り立つよう、漁獲量に対して B o x - C o x 変換を行い、2群の分散が異なると仮定した t 検定を有意水準5%で行った結果、全マ協の漁獲量の平均値が有意に大きいことが示されたとされています。それぞれの分析結果の計算式については、2ページ目以降を参照ください。今回、これらの説明は割愛させていただきます。

この結果から、2021年の近かつ協の漁獲量は、抑制されたということを読み取ることができるかと思えます。

分析の報告は以上になります。

次に、案 3 を御説明いたします。11 ページを御覧ください。

案 3 は、2019 年、2020 年、2022 年の 3 か年の漁獲実績の合計を用いる考えになります。実績割の方法は、2019 年、2020 年、2022 年の総漁獲実績に対する個々の船舶の総漁獲実績の割合を基に案分します。考え方としては、現行 I Q と同様、3 か年の実績を用いることとし、案の 2 で説明したように、2021 年の実績を使わないという案です。

次に、案の 4 になります。12 ページを御覧ください。

こちらは、案 1 から 3 とは異なり、2018 年から 2022 年の直近 5 か年のうち、最大の漁獲実績を用いるというものです。

具体的なイメージとしては、下の図を御覧ください。一番左の A 船の場合、2018 年から 2022 年の中で最も多い 2019 年の実績を採用、真ん中の B 船の場合は最も多い 22 年の実績を採用、一番右の C 船の場合は最も多い 2021 年の実績を採用することになります。それを文字で表しますと、実績割の方法は、各船舶の直近 5 か年における最大の漁獲実績を用いた総漁獲実績に対する各船舶の漁獲実績の割合を基に案分します。

考え方としては、漁場形成の変化や漁獲による制約などがあつたと考えられる過去 5 年管理年度のうち、各船舶のくろまぐろ最大の漁獲実績に考慮した配分を行うものとなります。

最後に、案の 5 になります。13 ページを御覧ください。

案 4 と類似していますが、こちらは 2018 年から 2022 年の各年の T A C に対する漁獲割合のうち、最大年の割合を用いるものです。

まず、ここで言う T A C は、便宜的にくろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業に配分されている、いわゆる近海まぐろはえ縄漁業に配分されている数量を想定していただければと存じます。

先ほど説明した案の 4 と考え方は似ていますが、具体のイメージを用いて説明いたします。

まず、それぞれの漁獲実績をその年度の T A C で割り、その値の大きい実績を考慮します。一番左の A 船の場合は最も割合の多い 2019 年の割合を採用、真ん中の B 船の場合は最も割合の多い 2018 年を採用、一番右の C 船の場合は最も割合の高い 2021 年の実績を採用することになります。それを文字で表すと、まず各船舶の直近 5 か年の漁獲実績が当該年の T A C に占める割合を算出します。その後、各船舶で算出された上記割合のうち、最大の

割合の合計値に対する各船舶の割合を基に案分します。

考え方としては、案の4の考え方に加え、毎年のTACが変動することを踏まえ、各年のTACに対する各船舶のくろまぐろの漁獲実績の割合に考慮した配分を行います。

案4と案5は、現行のIQの設定基準とは大きく異なるものですが、検討対象として提示させていただきました。

当庁からお示する案は以上になりますが、14ページにおいて、これら五つの案を1ページにまとめておりますので、御参考にしていただければと存じます。

以上、当方からの説明は以上になりますが、この後、団体の代表から御意見を表明していただき、その後、委員の皆様にご意見を賜ればと存じます。

○田中分科会長 いいですか。

○かつお・まぐろ漁業室長 本日は、一般社団法人全日本マグロはえ縄振興協会と一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会に所属する漁業者の方、それぞれ1名から本件に係る御意見を伺いたいと考えております。このことについて了解いただければと考えておりますが、分科会長いかがでしょうか。

○田中分科会長 先ほどお話ししましたように、事務局から参考人の意見聴取について提案がありましたが、了承してよろしいでしょうか。

特段御反対はないということで、この後、参考人から意見聴取を行いたいと思います。

まずは、一般社団法人全日本マグロはえ縄振興協会を代表する参考人といたしまして、同協会代表理事の安岡稔様から御意見をお伺いしたいと思います。

安岡様は、前方の席の方に御移動していただけますよう、よろしく願いいたします。

時間は、質疑応答を含めまして20分程度を予定しております。

それでは、よろしく願いいたします。

○安岡参考人 全日本マグロはえ縄振興協会、安岡です。よろしく願いいたします。

今回のIQ管理について、本日申し上げたいことを初めに申し上げておきます。

大きく分けて2点です。一つは、水産庁相手に起こしている裁判についてであります。私たちは、漁獲量の制限を含め、ルールを設け、皆が守ることに反対しているわけではありません。

ルールの作り方、今回の場合で言えば、漁船に対する漁獲量の割当ての決め方に問題があることで提訴いたしました。一番言いたいのは、漁獲実績をカウントする時間を3年とするならば同じ3年間、それ以上長い予告期間があつてしかるべきじゃないかという気持

ちです。

I Qに在り方についての話し合いを国から一方的に打ち切られ、施行するI Qの中身を聞かされたのは昨年のトライアル開始直前、3月31日でございます。2021年の漁獲が今問題になっておりますが、私たちがわがままし放題をしているかのような言われ方に当惑しています。

くろまぐろ漁獲制限は10年余り前から行われてきています。個々の漁船ごとの枠を決めるという規制は十分にできたはずです。翌年施行して、翌々年本実施という性急な方法を取ったのは私たち新規参入漁業者の封じ込め、排除を狙った差別ではないかと思えるぐらいです。

二つ目は、私たち漁船に対する根拠のない誹謗中傷であります。昨年も私たちが反社会的勢力であるかのように中傷する漁業者がいて、そうした投稿をした人たちに抗議いたしました。今年9月27日の資源管理分科会の議事録を読んで驚きましたが、我々の漁船が水揚げデータをごまかしているかのごとき発言をする委員もいらっしゃいました。

委員は、青森の堀内さんです。委員は、振興協会の5隻、岸壁に船を着けて、そこに運搬用のトラックを横付けしている。市場を通さないできちんとしたデータも取らないで、すぐ横付けしたトラックで豊洲に運んでいますなどと主張しておられます。

きちんとしたデータも取らないとは、私たち漁業経営者に対する大きな侮辱であり、漁業者として信用を毀損する発言です。はえ縄の調査枠、まぐろの資源動向を指定するためのデータ供給源であることに配慮した枠の原資が自分たちの沿岸枠とか沖合漁業枠から出しているとか、さも施しをしているかのごときの発言をなさっているが、それならば私たちの漁獲の透明性を水産庁に一言聞くだけで済むはずです。それもせず、我々の行為を一方的に非難するとは、水産行政の諮問機関である水産政策審議会の委員としての資質を疑わざるを得ないと考えます。

当該の発言は訂正するか、取り消していただきたい。データを受け取っている水産庁にもこの点は明確にしていいただきたいと思えます。

続きまして、割当て裁判について。冒頭申し上げましたが、現在、全日本はえ縄振興協会、全マ協に所属する漁船は、くろまぐろ漁獲割当ての方式をめぐり、水産庁と裁判で争っている立場です。特に問題視しているのは、I Qを過去3年間の漁獲実績のシェアを考慮して決めるとしておきながら、導入までの予告期間が余りにも短いため、その一部の期間でしか操業していない私たち新規漁業者は極端に不利な扱いを受けているということ

す。私が個人として資金を何とかやりくりしていますが、普通なら破綻しているところですよ。

9月の資源管理分科会では、かつお・まぐろ室長は、私たち協会に11トン配分したと説明しておりますが、私たちが去年3月31日に受け取った通知文によりますと、5.655トンという数字であります。この違いは何なのでしょう。

水産庁の説明はよくどのような計算、前提があるのか、実際のところよく分からない点があり、相対で協議を持っている頃から二転三転して理解に苦しんでおります。

私たちは、規制には賛成しております。しかし、繰り返しになりますが、重要なので申し上げます。漁獲実績をカウントする期間、3年と同じか、それ以上の長い予告期間があつてしかるべきです。私もその歴史をある程度調べてみましたが、くろまぐろ資源管理にはもう10年以上の工夫の積み重ねがなされているわけですから、漁船ごとの漁獲量の割当てを過去3年分の実績を基に計算するのであれば、もっと早くから近海はえ縄での導入時期や配分計算式を示すことが必要だったかと思えます。

新規参入組が不利益になることを分かっている、I Qのトライアルや本実施を見切り発車したことについて、それが行政の裁量の範囲内だということで国は説明するのですが、私たちは異議を申し立てているのであります。

私たちは、同じ漁業者として既存の漁業者と争い事を起こしたいと思つたことはありません。むしろ国の裁量の間違いによって近海はえ縄船漁業者同士が不本意ながら争わさせられていると感じております。準備期間もそうですが、なぜ近海はえ縄で最初にI Qを導入したかについても十分な説明を聞いておりません。

形態の数だけ考えれば、大中まき網、定置網の方がI Qを施行しやすかつたのではないのでしょうか。まぐろを獲る、獲らないは、まき網、定置はそうしたすみ分けは、はえ縄よりははっきりしているはずですよ。国際的な資源状況を探るデータとして、近海はえ縄の漁獲データが利用されていることは聞き及んでおります。T A Cが始まったときにはえ縄の枠が減っていたのを最近増やしたのは、資源推定のデータが集まらないと困るからだとして理解しています。

国際的な資源状態を探るデータとして、近海はえ縄の漁獲データが利用されていることは聞き及んでおります。T A Cが始まったときにはえ縄の枠が減っていたのを最近増やしたのは、資源推定用のデータが集まらないと困るからだとも理解しています。ただ、自由に獲れた時代のデータと漁獲上限が設けられた今、得られるデータで果たして性質は同じ

なのでしょうか。

上限があれば、誰しも一番もうけが大きくなるように獲ろうと思いますから、漁獲の時機や場所も変わるだろうと思うんです。私は、資源推定の専門知識はほとんどありませんので、的外れな話であればお許しいただきたいと思います。

漁業者としての経験では、資源動向を推定するためのデータである重要性はあるにしても、以前ほど重くはない可能性もあるのじゃないでしょうか。

資源が増えそうか、減りそうかを知るのにはまぐろの獲れやすさをつかむことだと思うのですが、まぐろを獲りたくなくても獲れてしまう定置網の混獲データ、まき網の混獲データの方が十分に役立つのではないのでしょうか。

網に入った、針に掛かったけれども枠を超えるから放流するという数量も、資源動向の把握には役に立つはずです。この点、資源分析の専門家の御意見も聞きたいと思います。

はえ縄は、形態も数が多い上に、操業する漁場や狙う魚種様々です。まぐろに対する関心の強さ、弱さも多様で、IQが本当になじむのか、IQを実施するとしても、円滑に運営するにはどのような配分方法を取るべきか、しっかりオープンに議論をしていく必要があったのではないかと思います。それは、引き縄一本釣りに対するIQを考えるのと同じぐらい難しい側面があるのじゃないでしょうか。

私たちは、いつも水産庁と話し合うだけで、同じような漁船同士で意見交換をする機会を持ってないまま今日に至っております。近かつになぜ加入しないのかと問われることもありますが、これにもそれなりの経緯がありました。

再びちょっと戻りますが、誹謗中傷ついて。ところで、堀内委員が指摘された私たちの漁獲データが信用ならないという言いがかりのような発言に関係しますが、新聞報道では、青森の沿岸漁業では2021年度に60トンもの漁獲未報告があったものの、青森県くろまぐろ管理委員会は重大な違反はなかったと結論づけたということです。年間60トンですよ。過去に遡ればもっと多いだろうという報道もありました。驚きであります。

さらに、津軽半島周辺では、遊漁船による実質的なまぐろ漁もほとんど実態が把握できおらず、漁業者は困惑しているとも聞き及んでおります。漁獲実績も十分に把握できていない青森県内のくろまぐろ実態の実情を基に、仮にも大臣許可を得て操業し、漁獲報告の義務を忠実に履行している私たち漁船を中傷することはやめていただきたい。

はえ縄漁業者向けの枠が資源推定のためのデータとなっているという理由で、有効なデータ収集を続けるという理由で増やされた経緯は知っていますが、この委員は私たちの漁

船が提供するデータが資源動向の推定に役に立たないから枠を認めるなど言わんばかりの主張をされているようですが、漁獲データが資源推定にどのように利用されているかは、国と研究機関によるデータ利用の問題だと考えます。資源が増えているか、減っているかの推定に役立つのは飽くまでも結果であって、推定に役立つよう私たちが漁をしているわけではありません。

特にIQの場合、一番経済的な利益が大きくなるよう漁獲するわけですから、漁獲に掛かる力は従来とは大きく変わります。漁獲データの意味も異なってきます。役に立たないデータだから実質的に認めるなどという主張は暴論です。

以上、2点のうち最初の裁判に関しては、必要であれば後ほど質問に応じる用意があります。また、後日、私たちが考える法律上の問題点を整理して、当部会に資料として提出することも可能でございます。

我々は新規参入者ですが、恥ずかしくない経営を目指しています。幸か不幸か、皆様のように国の補助金、融資制度を利用する機会も今までのところありませんでした。繰り返しになりますが、堀内氏の発言は我々を侮辱したものであり、水産庁に事実関係を確認した上で、訂正ないし取消しをしていただきたいと考えております。

水産政策審議会の資源管理分科会は法廷ではないので、法律論をなるべく避けて先ほど申し上げました。

ちょっと待ってくださいね。IQについて、私たちは水産庁かつお・まぐろ室と話を続けてきました。それなのに、なぜ新規参入者にとって不利な形式で漁獲実績を計算しようとするのか、その意図がさっぱり理解できません。当協会の中には、僅か15日不足の操業日数しか与えてもらえない中で、それを3年間の実績としてカウントされた船舶もいます。3年間の実績でシェアを見れば当然不利ですし、それでは平均値で比べようとしても時間が短ければ振れが大きく、IQのように経営に直結するような重要な数量を決める根拠にされては、誰が経営者であっても困るでしょう。

繰り返しになりますが、やはり3年ほど前からIQ導入を予告し、試行錯誤、話を積み重ねながら本実施に結び付けるべきだったと思います。

3年分の漁獲実績で比較されるのであれば、実績のない期間がある新規参入の漁業者は私でなくても、つまり経営者が誰でもあっても自船の漁獲を増やそうとするのではないのでしょうか。

結果として増えた、いえ、十分な周知期間が与えられていれば、私たちが本来持つこと

ができたであろう漁獲機会、I Qを獲得するために誹謗中傷を受けても懸命になって増やさざるを得なかった2021年度の漁獲量の意味について、統計の専門家の意見を聞くということを知りました。前回の部会には出席しておりませんでしたので、新聞記事を読んで、一体どのような背景があったのか水産庁に聞きましたが、十分な説明は得られませんでした。

最近も水産庁から漁獲量が増えたこと、減ったことについてアンケート調査がございました。もしこれらが後付けでルールや計算方式を変えることを意図としたものであれば、やはり新規参入者を懲らしめる意図を感じざるを得ません。

以上です。ありがとうございます。

○田中分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御意見につきまして、委員の方々から御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

山下委員。

○山下特別委員 全国いか釣り協会の山下です。

I Q管理の中で漁獲実績の取扱いについて、まぐろ船の非所属の5隻が設定基準のために僅少の割当てしか受けられず訴訟を提起した、それは漁獲実績が3年間ならもっと早くにした方がよかったのではないかなと思います。

それで、私はいか釣りなんですけれども、11月15日に、全いかの理事会でI Qの管理のT A Cの管理にも漁が良くなればトン数を増やしてもいいと、そんな水産庁がおっしゃったのでオーケー出しました。けれども、私らは違法操業の中国船とか北朝鮮とか、そのトン数が全然分からないんですよ。それをいかにして、それから席に着きたいと思ったんですけれども、それはかないませんでした。

以上です。参考にしてください。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

川辺委員、どうぞ。

○川辺委員 御説明いただきましてありがとうございます。東京海洋大学の川辺と申します。

今のお話の中で、I Qの在り方についての話を国から一方的に中断されたというようなお話があったんですけれども、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○安岡参考人 もう一度ちょっと。

○川辺委員 済みません。IQの在り方についての話を国、水産庁さんとお話しされていたと思うんですけども、それを一方的に中断されたというお話を今されたと思うのです。もうちょっと具体的に教えていただくと有り難いのですけれども。

○安岡参考人 はい、水産庁との、いいですか。じゃ、よろしいですか。

水産庁との話合いというのは、計5回ございました。4回まではほぼ同じような内容で、均等割、均等割ということで、近海まぐろに与えられている漁獲枠570トンを生船で均等割すると2トン弱という数字になったんですね。それじゃ、とてもじゃないけどやっつけられないということで言いました。ところが最終的には、私どもの会社は静岡県の下田市にございますね。その何日だったか、3月の中旬過ぎぐらいだったと思うんですけども、二十何日だったかと思うんですけども、突然水産庁までお越し願いたいということで電話がありまして、それではちょっと時間的に無理ですということでお断りしたところが、昼過ぎにお越しになって一方的に文書を読み上げられて帰られたと。

そこで、その内容について私どもちょっと、それじゃ、とてもじゃないけど無理ですよというふうな話をしている中で、お話になりませんねという言葉を残されて帰られました。この自主的IQ施行の3月31日付けで、資源管理部長名で全まぐろの割当てトン数5.655トンという数字が通知が参りました。そういった経緯です。

○川辺委員 5.5トン。

○安岡参考人 5.655トンです。ここには11トンとか書いていますけれども、それはここで初めて、前回の水政審の議事録を読みまして初めて知ったような状態です。

○田中分科会長 よろしいですか。

なかなか係争中ということなので水産庁からもお答えは出てこないんじゃないかと思えますけれども、質問もそれに関する質問はなかなかないんだろうと思いますが、私の方から資源の方の情報としてお話ししますと、この計算は国際会議で議論して決めているものなので、日本としてはこのデータは定置でも使ったらいいんじゃないかという提案はするんですけども、なかなか合意に達しないです。

データの使い方が難しいとか、定置の場合、変動が大きかったり、あなた任せなので、その変動が起きて本当の資源の動向が分からないとか、それから、一番欲しいのは親の資源量に関する指標が欲しいと。そうすると、近かつさんがやっているような親を獲っているのは縄漁業と台湾の漁業しかないんです。その2本しか今のところ有効なデータはない

という合意になっているので、そういう経緯があつて、このまま近かつさんたちのほえ縄のデータがなくなっちゃうと魚が増えているという、まぐろが増えているというデータがなくなってしまうと。そうすると、その増枠の望みがなくなっちゃうわけです。という経緯があつて、そこの枠を特別に水産庁から出してもらったと。データ取らないと、せっかくまぐろが増えているのに増えている証明ができないと、科学的な根拠に基づいて枠が出てきてしまうので、ここは我々だけではどうにもならない部分なんです。

とにかく国際条約に基づいて管理されているので、科学的な計算も合意がないと先へは何も進まない、そういう状況なんです。御理解いただけましたでしょうか。

○安岡参考人 はい。

○田中分科会長 ほか、よろしいですか。

○木村委員 じゃ、一つだけよろしいですか。

○田中分科会長 はい、木村委員、どうぞ。

○木村委員 5隻で200トンぐらいの実績ということなんですけれども、水産庁は総トン数では何か比較しない、統計で取らないということがこの中にも書かれているんですけれども、そちらの協会のところの1隻あたりは大体どのぐらいの総トン数の船をお使いになつていて、どのぐらいの人間、いわゆる船員さんですね。いわゆる甲板部員も含めて何人ぐらいで操業されているんでしょうか。

○安岡参考人 21年度は漁獲に参加した船舶は4隻です。1隻あたり約5名の人数でやっています。それで、多い船は21年度62トンとかいう漁獲もありますし、逆に少ないと……

○木村委員 62トンって、船の総トン数の話、船の大きさの話です。

○安岡参考人 19トンです。

○木村委員 19トン。じゃ、ほかのいわゆる近かつの方でやられている船と大体同じ船でやられているということなんですかね。

○安岡参考人 そうです。

○木村委員 なるほど、分かりました。

○田中分科会長 余り時間も取れないんですが。

堀内委員、どうぞ。

○堀内委員 これは質問、意見でも大丈夫ですね。意見であれば、また後で。

○田中分科会長 そうですね。まず、今お話しいただいた内容についての御質問ということによろしいですか。

○堀内委員 私の場合は意見なので。

○田中分科会長 意見ですか、どうしますか。じゃ、それは総合討論で。

○堀内委員 はい。

○田中分科会長 三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 全マ協さんにお尋ねしたいのですが、新規参入者への配慮は必要だということをお話の中でいろんなところに出てきていますが、全マ協さんはいつから操業をされているのか、隻数も含めて操業実態ががちょっと分からないので、教えていただければと思います。

○安岡参考人 全船が同じ時期からということはありません。一つは、そこその実績を持っている船が唯一1隻だけあります。ただ、4隻稼働しているという中で、あとの3隻は1年半とか、長い船で、短い船に関しては15日間、2020年で15日間の操業しか、ストップが掛かりまして、させていただきませんでした。それを3年間で案分するという、それが漁獲実績として取り入れられたということでございます。

○田中分科会長 三浦委員、よろしいでしょうか。

○三浦委員 そうすると、本当に2020年からとか、1年ぐらいしかやってないという感じですか。会社自体はいつ頃からやられているのか、そのまま1年しかやってないのか、教えていただければと思います。

○安岡参考人 全部の船のいつから操業しているというのはちょっと資料見なくちゃ分からない、お答えできないんですけども、全5隻、今一つ船が老朽化して、またちょっと新しく買わないかんという状態の船があって、実質21年度は4隻で操業したわけですけども、その4隻の船は長くても1年半ぐらいの漁獲実績しか持ってないです。

○田中分科会長 よろしいでしょうか、三浦委員。

○三浦委員 要は、昨年の21年の前にどれぐらいの実績があったか聞いたかったものですか、分かりました。

○安岡参考人 それはないです。船自体が存在しませんでしたので。

○三浦委員 その前のですね。2019年とか2020年ですね。2021年の自主的なIQを決める前の実績というのはどうだったのかという、そこに新規参入者に対する配慮があったかとかを見たかったんで、それがどうなっているかというのを聞いたかったということです。

○安岡参考人 それは、大臣許可というのは通常売り買いされているものなんです、許可証の。それを水産庁に申請して、新しく船で操業しようとしたら、その許可証を乗せて操

業するという形が取られているんですけども、我々のうちの4隻に関しては、今まで実績のない、もう廃業した船の許可証、ですから数字的にはゼロですよ。その許可証でもって途中から船にその許可を乗せて操業したものですから、それまでの部分はゼロで来ていますよね。実際に操業し始めたから幾らかの実績が作れたというふうな状況です。

○三浦委員 分かりました、ありがとうございました。

○田中分科会長 じゃ、本間委員で最後に。

○本間委員 1点、質問させてください。

これ操業を開始する前に、例えば商売始めるといときに、これでまぐろ何トン獲れるとか、何トンまではいいんだよという、そういうのは勘案されたということはなかったんですか。TACの数字というのは、実際決まっていると思うんです。無尽蔵にあるわけじゃないですから、自分たちが商売始めたらこれだけ獲れるんだという数字を把握して操業されていたんですか。

○安岡参考人 はい、そうです。TACの少量の範囲の中でずっとオリンピック方式と申しますか、そういう管理の下でありましたので、頑張っただけ獲らないかねということで懸命にやっていました。

○本間委員 それって、でも、規則的にはどうなんですか。漁業種類ごとに配分されているんでないんですか、これ。

○田中分科会長 漁業種類ごとに配分されています。

○本間委員 ということは、今おっしゃっているその部分というのは数字的には決まっているわけですね。総量管理という、今、意見が出たので。

○田中分科会長 総量という意味は、漁業種類ごとに総量が決められているので、その個々の漁船への配分はまだ決まってない。ですから、そこは最初はオリンピック方式で獲っていたので。

○本間委員 分かりました、はい。

○安岡参考人 途中から突然IQという話が持ち上がってきたという経緯です。

○田中分科会長 実は、その前段階が一つあって、オリンピックで獲り始めちゃったら、もう1月、2月に枠を消化しちゃうんですね。データにならない。御存じだと思いますけれども。ということで季節ごとに枠を入れる方式に、これはある意味では季節ごとのIQみたいな感じになって、その段階を経て最終的に個別に移行するというプロセスになり。よろしいでしょうか。

○本間委員 はい。

○田中分科会長 じゃ、もう時間になりましたので、安岡委員、ありがとうございました。

○安岡参考人 はい。

○田中分科会長 それでは、お席にお戻りいただきまして、続きまして、一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会を代表する参考人といたしまして、同協会的那覇地区漁業協同組合の代表理事組合長、山内得信様から御意見を伺いたいと思います。

それでは、山内様、前方の席に御移動くださいまして、よろしいでしょうか。

それでは、時間は同じく質疑応答含めまして20分程度を予定しております。

それでは、よろしく願いいたします。

○山内参考人 皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました沖縄県那覇地区漁業協同組合の山内です。

本日は、参考人としての発言を機会を頂き、ありがとうございます。全国近海かつお・まぐろ漁業協会を代表いたしまして、くろまぐろ（大型魚）のかつお・まぐろ漁業における2021年の漁獲状況について意見を述べたいと思います。

初めに、くろまぐろの資源管理は、国際的な地域漁業管理機関であるWCPFCで決議され、関係国への漁獲配分は各国の過去の漁獲実績に基づいて行われております。

日本政府は、このWCPFCの決議を受け、国内における資源管理を実施しているところでございます。我が国への漁獲配分については、各漁業種類の漁業関係者の長年にわたる漁獲実績が反映されているものと理解しております。

2015年から2020年までの取組について説明します。

近かつ協所属船は、くろまぐろの管理について、国の指導の下、2015年から現在まで継続的に取り組んでおります。2015年から2020年までの取組は、漁獲枠を総量管理する手法でありました。近かつ協所属船は、宮城県から沖縄県まで広範囲に所在しており、その地域により、くろまぐろを漁獲する時期が異なることから、限られた年間枠を管理する際に、地域間の問題を多々生じたこともありました。

しかしながら、くろまぐろの資源状況を把握する指標の一つとして、近海まぐろ・はえ縄漁船のCPU Eが使用されていることの重要性から、安定した漁獲実績を作るため様々な問題点について協議し、解決してきました。

協議においては、全ての漁業者が同じように納得したわけではありませんが、近海まぐろ・はえ縄漁船は重要な立場にあり、我々の取組が国全体の利益につながるとの一点で問

題解決を図ってきました。

次に、2021年の取組と漁獲状況について説明します。

2021年の取組については、国が定めた2023年度を目標に準備の整った漁業からI Q管理を導入するとの指針を基に、これまで経験のないI Q制度に少しでも慣れるため、大型魚を対象とした自主的I Q方式を導入いたしました。1月から3月まではオリンピック方式、4月から12月までは自主的I Q方式を導入いたしました。

この自主的I Q方式の取組は、近かつ協所属船及び近かつ協所属以外の漁船も同様に取り組むことになりました。近かつ協所属以外の漁船については、水産庁が窓口となり取組をするとのことでした。自主的I Q方式における各船の漁獲量の配分については、国の当初配分数量及び年度途中の追加配分数量を各船に均等配分いたしました。

近かつ協所属船の配分は、当初配分と追加配分の合計で資料のとおり477トン配分されたものでした。

各船への配分以降、近かつ協所属船は、各船のI Q枠を遵守し、取り組んできましたが、2021年の12月、水産庁より突如として、大型魚の年間漁獲可能量を超過する勢いにあることから採捕禁止の措置を取るとの通知がありました。結果として、2021年4月から12月までの近かつ協所属船の実績は次のとおりとなります。

国のかつお・まぐろ漁業配分量488トンのうち、近かつ協所属船の自主I Q枠477トン、そのうち近かつ協所属船の漁獲実績295トンでありました。

本来であれば、477トンに近い漁獲実績が可能であったにもかかわらず、295トンに抑えられたことはバイアスが掛かった漁獲実績となり、くろまぐろの資源状況を把握するためのCPU Eへの影響を懸念しております。結果として、客観的に見て通常年と比較しても正常な漁獲実績でなかったと判断せざるを得ません。

次に、2021年の漁獲実績の取扱いについて意見を述べます。

2022年の国のI Q管理の漁獲枠の配分は、2018年から2020年までの各船の漁獲実績を基に割当てを行っており、2023年も同じ設定基準になります。その後、2024年以降の各船の漁獲枠配分のために使用する漁獲実績対象年について、2021年の実績をどのように扱うかということになりますが、先ほど述べたとおりバイアスが掛かったものであること、また、配分枠に対して十分な漁獲実績でなかったこと、つまり2021年は大混乱を招いた年であったことから基準対象年から除外すべきと考えております。

良かれと判断して取り組んだ自主的I Q管理でありましたが、結果的に失敗に終わっ

たものと言わざるを得ません。仮に2024年以降の設定基準に2021年の漁獲実績を使用した場合、バイアスの掛かった漁船とそうでない漁船との間でトラブルが生じるのではないかと危惧いたします。

今後の対応について発言します。くろまぐろの資源管理の取組において不満の声があることは事実としても、漁業者が納得できる取組でなければなりません。我々は、国のくろまぐろの資源管理の取組に理解を示し、不平不満がある中でも、漁業者に対し丁寧に説明し、理解を求め、国の水産行政に全面的に協力してきたところであり、今後も同じ考えで取り組んでまいります。

大事なことは、国や漁業者が一体となってくろまぐろの資源を回復させ、将来的に日本としてくろまぐろの増枠を勝ち取り国益に資すること、そして、我々が持続的かつ安定的にくろまぐろを消費者へ提供し続けることであると考えております。

私たちの中でも不平不満や不信感は根強く渦巻いております。しかし、くろまぐろ資源が食資源量13万トンに達するまでは頑張らないといけないと考えております。是非、全日本マグロはえ縄振興協会の会員の皆さんも足並みをそろえ、国の水産行政に御理解をしていただき、今後の増枠獲得に、共に目指そうではありませんか。

私も一介の漁師です。全日本マグロはえ縄振興協会の会員の皆さんのお気持ちは痛いほど分かります。私たちは、今後、IQ管理に取り組む他の漁業種類関係者に対しても我々の取組がお手本となるような結果を示すことが重要であることも併せて考えております。

以上でございます。本日は参考人としての発言の機会を頂き、ありがとうございます。

○田中分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御意見について委員の方々から御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

特にないですか。御立派な発言で、崇高な理念。

どうぞ、川辺委員。

○川辺委員 ありがとうございます。

御説明いただきまして、ありがとうございます。東京海洋大学の川辺と申します。

近かつ協さんの所属船、宮城から沖縄まで広く分布されておられるということなんですけれども、協議をしつつ、不平不満を抑えてこられたということがよく分かりました。どういう形で協議というものをされてこられたのか、もし簡単に御説明いただければと思います。

○山内参考人 簡単に説明と言われても、実はそう簡単にはいかない経緯がいろいろありまして、非常に全近かつ協の皆さん、それから水産庁の担当部局の皆さん、大変苦勞をしておりました。

そういった中でも発言、意見の中にも言うておりますけれども、基本的にくろまぐろというのは私たちの糧でございます。それも日本全国、津々浦々の漁業者たちがこの資源を利用しているところです。たくさんの漁業者がこの自然の恵みに対して恩恵を受けているところです。

是非とも将来的にもこの資源を残して、孫子の代まで食べていただきたい。また、日本の食文化を守る上でも、頂点にあるこのくろまぐろを国を挙げて、総力を挙げて守らなきゃならないという各漁業者の真剣な気持ち、そういった気持ちが水産庁や全近の職員の皆さんの説明に理解をしていただいた、簡単に言えばそういうことでしょうか。

○川辺委員 難しい質問して申し訳ないです。ありがとうございます。

○田中分科会長 何年ぐらい掛かりましたか。

○山内参考人 正直、取り組んで5年ほどたっておりますでしょうか、はえ縄の場合は。当初から、これまで自由に獲れていたわけですから、制限なく獲れていたわけですから、ある年から、5年前からいきなり獲れる量が、当初大臣か、ちょっと知事管理と混同してありますけれども、大臣管理の場合は162トンでしたかね、基本的な配分が僅かそれだったんですね。162トンぐらいじゃなかったですかね。

○田中分科会長 172トン。

○山内参考人 172トンですか、済みません。それでですね、でも、留保枠抜いたら、そうなります。実質獲れるのが162トンで、さすがにこれではデータ収集難しいだろうということもあって200トンほどを追加配分していただきました。当初はそういったところからスタートしたんじゃないかなというふうに記憶しております。

ちょっと意見、言ってもいいんですかね、ここで。大丈夫ですか。

○田中分科会長 今日には御意見をお伺いする場ですので。

○山内参考人 W C P F C会議の中では、国として積み上げた過去の実績に基づいて国別配分というのが行われているわけですので、振興協会の皆さんがおっしゃる新規参入者がいないがしろにされているのではないかという御疑念ですね、これにはちょっと無理があるのかなと思います。くろまぐろ資源の評価を過去の実績においてするのが当然だと私たちは考えていて、新規参入の方の実績をどうするかということはその場で評価できないんじ

やないかなど、国際会議の中では、議論の主題から外れる話を国としてやれるのかなど、これは無理があるんじゃないかなど、そういうふうに感じております。

ですので、私たちの会員の中にも新規参入者は当然います。これからもいるでしょう。これから誰が参入するのか、そういう人たちのことまで考えて数量を担保しておくのか、獲得できるのか、やっぱりこれは無理があるんじゃないでしょうか。

ですので、やっぱり実績重視で議論が行われてきたわけですから、水産庁の考え方も実績を基本に今回 I Q 方式、公的 I Q 方式で70%、30%というような割合で配分されたものと私たちは理解しているんです。

ですので、やはりベースは実績じゃないですか。そう考えているところです。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほか御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。山内様、どうもありがとうございました。席にお戻りいただきますよう、お願いいたします。

○山内参考人 はい、どうもありがとうございました。

○田中分科会長 改めまして、安岡様、山内様、貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。

それでは、この後、総合討論に移りたいと思いますが、私の方から少し皆さんの知識の統一というかをした上でお話ししたいと思いますので、事務局からまた再び説明があるのかと思いますけれども、その前になぜ I Q 制度が必要になったのか、その簡単な経緯と、どういうふうに配分をやってきたかという歴史ですね、それについて3点ほどお話ししたいと思います。時間は10分ぐらいで、10分以内で。

まず最初に、MSYを達成したと言われているオヒョウ漁業の漁獲量管理の顛末、そこから I Q というのが生まれるわけですね。その無駄な競争を解決するための方策の一つが I Q だったわけです。その I Q を分けるときにどうやって分けたかという、この3点ですね。

最初の1点ですけれども、1936年から1960年にかけて漁獲量管理をして、太平洋オヒョウをMSYに達成したという宣言が出るわけなんです、このアメリカ、カナダ両国というのは理想主義国家だったものですから、自由主義のですね、どういうふうにやったかというと、漁期の始め、何月に漁期始めますと、そこだけを決めて、毎日報告をさせるわけです、何トン獲ったか。その年の許容漁獲量に達したら漁期は終了と。これが最善のやり

方だと、自由主義国家としてのですね。当然ですけれども、そんなことしたら先取り競争になるわけです。たくさん獲った方がもうかるだろうと。

ということで、たくさん獲るためにどんどん施設が大きくなるわけです。漁船は大きくなる、漁具も長くなる、はえ縄で獲っていましたが、結局、最終的にそういう資源の争奪戦、漁獲競争が勃発して、MSYを達成したときには利益率ゼロになるんですよ。1円ももうからない、それどころか210日もあった漁期が1か月になっちゃうんです。漁業者どうなったと思います。失業保険で生活する人まで出てくる。1か月で1年分稼げるわけないので、という惨劇になってしまったので、これを共有の悲劇と呼んでいるわけなんです。その実態を解消するために経済学者がどういう方策を考えたかという、ここでは二つだけ挙げておきますけれども、一つはIQで、これは個別に割り当てれば収入の上限が決まるじゃないですか、大体。そうしたら無駄な投資しないでしょう、そんな巨大な船を造る必要ないでしょうというふうに期待をして過剰投資を抑える、その方策がIQ。

それから、ほかのことを言っている人もいます。例えば、私有財産にする。独り占めにすればそんなことしないだろうと。確かにそうだよね、無駄に投資する必要ないから。でも、それはできないと、共有財産だから、国民のものだし。その代替案として共有財産にする、共同利用にしようと、そうしたら無駄な競争はなくなるだろう、みんなで山分けするんだったら1人だけたくさんお金を掛ける必要ないわけだからという、代表的に言うところの二つがあるんですけれども、IQ制度というのは後者と違う点の一つあって、漁業者間の協力関係が全くない場合に使われる方法なんですよ。漁業者間の、完全に競争関係にあるから個別に分けて勝手にやれという、そういう方式なわけですね。これが実は先進諸国の中の主流な方法。

この共同利用に近い形というのは日本には実はたくさんありまして、そちらにいらっしゃるまき網の代表もそうなんですけれども、くろまぐろまき網漁業は、半分を均等割にして、残りをオリンピックで獲ると、だから、無駄なく獲れるわけですね。余った量はオリンピックで全部消化するというのを自主的にやっていたと。

それは、今お話ししましたように協力関係があるから、それはもちろん内部ではいろいろありますよ。あったと思いますけれども、それがあつたのでそういうことができたわけで、日本の沿岸ではそういう例がたくさんあるんですね。

例えば、駿河湾のサクラエビ、何十隻という船が共同操業で利益を山分けする方式を取っているわけです。これはなぜこういうのができたかという、日本では江戸時代から続

く漁業政策があるわけですね。分割利用する。例えば「地付根付次第なり」と、300年ぐらい前に導入された規則があるんですが、村と村の境界と同じように海にも村と村の境界を作るわけですね。そうすることによって村と村の境界で資源を分ける、勝手に入って獲れないようにするわけです。その内部の村に所属の資源は、村人たちに管理させる。そうすることで結局、自主管理というのは自動的に芽生えてきまして、そういうことで日本の社会では伝統的に自主管理というのは結構あるわけです。

ところが、新しく発展した外国から入ったような漁業というのはなかなかそういう習慣がないわけですね。そういう漁業については、日本の漁業であってもやっぱりIQ制度みたいなものを協力体制がない漁業については入れていかないとなかなか共倒れになっちゃうと。いつかみんな倒れるんですよ、漁獲量規制やった場合には。ということでIQが漁獲量管理をするための一つの方法になったと。

問題は、今日話題になっているどう配分するかという点なんですけれども、先ほど山内委員が言われたように、これ難しい問題で、一方で公共財なんで全員に分け与えたいところなんだけど、水産資源というのは限界があるから全員には絶対分けられないわけです。ということで、大体国内外問わず漁獲実績によると。大体3年ですよ。3年ぐらいだと、3年ごとにずれていくわけですね。やっぱりたくさん獲りたい人、獲っている人のところに結果的にそういう枠が動いていく、つまり固定されていないので、そういう利点もあるわけです。

根拠のある計算方式とあって、そういうことでもある、一応3点ぐらい原則があって、直近の何か年というのと、長い年月だと実態に合わないので、さっき言ったように3年ぐらいの短い期間と。それから、もう一つは、自然相手なので、異常値みたいなものは含まれている期間は除くんですよ。大漁・不漁がどこかのところへぼんとあったりすると、なかなかそれも実態と合わないということで、それは除くと。それから、配分するときに日本の場合いろんな漁業があるので、混獲する漁業がたくさんあるわけですね。そういうものに配慮するために一部を、全部の枠の一部を均等に分けて、あるいは少しずつ分けて残りを実績配分すると。

それから、もう一つ特殊なのは、大漁・不漁がすごく激しい漁業というのが中にはあって、それをその平均の漁獲量でやると大量に獲れたとき困っちゃうわけですね。ということで、大量のとき、一番多いときの値を使うというような方法があります。

大体こんな感じなんですけれども、実は、実績配分ということが知られるといろんな問

題が生じまして、さんまでもそうですけれども、どこかの国が急に獲り出したりするわけですよ、実績配分ということになると。

つい最近聞いた話では、まぐろの漁獲量、きはだだったかな、実績配分になると聞いたインドネシアが急に自国でいっぱい船出して、急に水揚げ量を増やしまして、このままいったとき国際紛争になると焦って議長が、IOTCの議長がインドネシアに説得に行ったそうです。みんな獲りたいんだよね。そういうことをする国が出てくるわけですね。

というわけで、なかなか難しい問題ではありますけれども、一応一言だけこの最後に、この漁獲割当て量、先ほど山内委員も言われましたけれども、日本の枠を確保するデータという役目を一つ担っているということで、科学的に利用できないデータでは困るということは申し上げておきたいと思います。

済みません、長くなりまして。ということで、先ほど事務局の方から説明があった五つだったかな、これについて、いま一度皆さんに意見をお伺いしたいんですが、簡単に要約、もう一度お願いできます。

○かつお・まぐろ漁業室長 はい、手短かに説明します。

資料6の最後のページ、14ページを見てください。これに尽きます、1から5案までを考え方を示していますので、これを見た上で総合討論に使っていただければと思います。

以上です。

○田中分科会長 14ページを御覧ください。

総合討論の進め方ですけれども、本日、本件について実質的な議論を行う場でありますので、事務局が用意した案について一つずつ見ていくのがよろしいかと思えます。

まず案の1についてですが、皆様から御質問、御意見等ございますでしょうか。単純に直近の合計を使うという。特にないですか。

じゃ、2番目はどうでしょうか。21年、報告にもある検定の結果、異常だという分析結果が出ているやつだな。

はい、堀内委員どうぞ。

○堀内委員 ホリエイの堀内です。私の方からは、今のまとめですね。まとめに関しては、私としては2の「2021年の漁獲実績を除く、複数年の漁獲実績の合計」がいいのではないかと思います。

それで、先ほど私の方からはちょっと参考人の方々には質問はなかったので、今意見として言いたいと思います。

まず、水政審は関係する政策に関して調査・審議をし、大臣に対して意見することができるとされております。これを踏まえて発言させていただきます。

大きく2点あります。今回まぐろの資源管理に関しては、なぜこういう増枠になったか。まぐろの資源が回復したのは、我々既存の漁業者が漁獲を抑えて資源回復に努めた結果であって、新規参入した漁業者の功績ではありません。資源評価のために、かつお・まぐろ漁業に割り当てた数量であって、新規参入者のために配分した数量ではありません。

二つ目です。新規参入者が大きな漁獲を揚げると見込まれることから配分をしていただきたいという主張ですが、これが通るのであれば、資源管理自体が根底から崩れます。資源回復の恩恵は、管理を率先して行った既存漁業者が先に受けるべきであり、新規参入者ではありません。

これに似たような事案が、まぐろの資源管理スタート当初ありました。2017年です。9月から10月にかけて北海道の南かやべ漁協が道全体で50トンの枠に対して500トンの漁獲を揚げました。このときはまだTAC管理スタートしておりません。全減です。今の自主的IQと似たような感じがあります。そのときは、北海道の500トン以上、これを我々全国の沿岸漁業者が補填しました。その結果、10月から翌年の3月31まで、我々はまぐろを一本も獲ることができませんでした。そういう認識があると全国の漁業者に負担を強いられることになります。その結果、北海道はその超過した枠を9年から10年かけて今も返済中です。そのぐらい重大な案件であることを私は言いたいと思います。

我々沿岸の漁業者がここまで資源管理に強い意識を持つようになったのは、北海道に対しての、全国の漁業者に迷惑を掛けた、その一点であります。それから我々全国の沿岸漁業者は仲間である漁師の皆さんには迷惑を掛けることは絶対できないと、そういう進め方で資源管理を行ってまいりました。

本日、両参考人から意見を伺い、参考人の方々の意見は承知をしました。私の発言に対してですが、水政審の委員は意見を述べる場であり、先ほど提案があった私の発言に対して訂正を取り消すつもりはありません。

最後に、私の方から言いたいのは、今回の問題は近かつと全マ協の問題であり、この両団体が協力をしてお互いきちんと話し合っ、新規参入者に対してはこのぐらいの数量を割り当てる、そういうことがなかったのが今回の事案になったとっております。私どもまぐろの港、漁協では、新規参入者に対しては全員の組合員さんからの僅かな数量を集めて新規参入者に与えております。また、引退した枠を持っている漁業者の方々からも厚意

できちんとその枠を新規参入者に配分しております。

近かつ、全マ協の方々にはそういうところをきちんと認識していただいで進めていただければと思います。

私からは以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

私も内部の問題だという御指摘は、そのとおりだと思います。枠が欲しければ、近かつなりはえ縄漁業全体の、かつお・まぐろ漁業の全体の枠が増えれば自分たちの枠も増えるわけですね。内部だけで割当てを競争しなくてもね。それをこの内部の配分の問題だけに帰着しているということは、その内部の問題をこういう広い場というか、公の場で何とかしてくれと言っているようにも聞こえるわけで、内部、組織の中で解決してほしいということだと思いますよね。

さっき私は沿岸漁業で「地付根付次第なり、沖は入会」で、村の中の資源は村の村民だけで解決しなさいと、それで日本の漁業は自主的な管理ができるようになったという話をしたと思うんですが、それと同じですね。それがないと日本ではなかなかうまくいかない。

ほかに、案の2について。ウェブ参加の方、いかがでしょうか。特に。

川辺委員、どうぞ。

○川辺委員 ありがとうございます。私も案の2に賛成です。というのは、2021年の漁獲というのは、二つのグループが違うルールに従って操業した結果なので、それを基にして評価をするというのは不合理であろうと思います。なので、2021年の漁獲実績を用いることに関しては、納得がいかないと思っております。

そうすると2021年より前の実績がない漁船はどうするんだというお話になるかと思うんですけれども、それについては、今、堀内委員がおっしゃられたとおりだと思うんです。一つのコミュニティとして中で配分していただくべき問題であろうと。なので、二つの団体さんでお話合いをもっとされた方がよろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、ございますでしょうか。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

同じようなことになってしまうんですけれども、やっぱり漁業では限りある資源をどう守り、持続的に活用していくかというのが非常に重要で、特に我が国の沿岸漁業では極めて古くから全国の浜々で自主的な資源管理を行わないがらみんなルールを決めて、それを遵守しながら資源の持続的な利用をしてきました。その中には、業種間の厳しい調整の下にしっかりと成り立ってきたというふうに我々としても認識をしているところです。

こうした歴史的な背景を見ますと、前回も発言しましたが、真面目にしっかりと自主的なI Q管理を取り組んできた者とそうでない者が存在した中で、その数字を使うというのは一方的に真面目にやったところが不利益になる。このようなことは避けていかなければならないだろうということで、私も2番がいいのではないかと考えています。

しかしながら、これは内部の問題として新規参入する方々に対しての一定の配慮をしっかりとルール付け、考えながらいかないといけないというのも事実でありますから、やっぱり全マ協、そして近かつ協の中でしっかりとルール作りも含めた打合せをした中で解決をしてもらいたいと思ってございます。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。木村委員どうぞ。

○木村委員 やはり今まで、これまで努力されてきた実績というのを勘案するためには、2021年度を入れるとそれが勘案されなくなるので問題かと思えます。

一方で、過去5年間に漁獲実績が全くゼロという数字もかなり大きくあるはず。あるというふうにこの報告書には出ています。なので、水産庁で改めて各割当て、あるいはこの2団体が自主的に取り組んでどのくらいで考えるかというのをやってくれば一番いいとは思いますが、そういったような過去の実績がないものに対してはそれなりにそれを除いた形で、一、二年ないというよりか、5年以上ないというようなものとかというのは、やっぱり漁業形態としてはもう成り立っていないというふうに私は判断するので、そういったことも考えながら両団体にはお話をまずしていただいて、その上で水産庁に改めて御相談するという手順が一番穏当というか、共通の海は、これは共有財産ですので、この点改めて考えていただいて、あと、漁業形態も先ほどちょっと伺ったれば、近かつと、あともう一つの方の日本マグロはえ縄振興協会さんと余り変わらないということ、というようなことですので、両者がいわゆる規模的に話し合えるような状況には私はあると思

ますので、是非そういう努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

ウェブは。三浦委員、まだ。よろしいですか。

それでは、(2)、②、③が多かったということで、それでは3番目、④、⑤について御意見ございますでしょうか。

はい、本間委員どうぞ。

○本間委員 北海道機船連の本間です。

会長、これ、どれか答えをこの会議の中で見付け出さないと駄目なんではないでしょうか。というのは、やはり最後に当事者間で話をしてもらって、円満とはいかないでしょうけれども、その答えを持ってまた次の会議という話にはならないのかなというふうに思います。

また、このIQを行う人とやってない人と分かれた状態の中で事を進めてきた水産庁の方だってある程度の責任——責任というのはちょっと言い方がきついかもしれないですけども、そういうスタートをしてしまったということ自体が大きく何か間違っているんじゃないかなという気がしますので、もう一度何か当事者間で、できれば話し合いを持ってもらって、それでこうなりましたという答えが出てくるのが本来であれば一番いいんじゃないかなというふうに自分は思います。

○田中分科会長 ありがとうございます。

一応、御意見として承ったということにさせていただきたいと思います。

いろんなやり方があるんじゃないかと思うんですけども、例えば一旦IQで分けた後、その一部を分けるとか、それこそ話し合いがないと、ここから先はもう我々が何か言っても何も進まないんじゃないかというふうに思うわけです。永遠に裁判が続くのかどうか分からないですけども。

ということで、漁業をやってきた人たちから見るとやっぱ共有財産なので、話し合っただけで何とか解決策を見付けるのが第一だということではないかと思うんですけどもね。それができないときにどうするかということになるかと思うんですね。

その点、水産庁はどうですかね。今、係争中だから言えないか。分かりました。何も答えられないそうです。

ということで、いろいろ御意見出たと思うんですが、やっぱり共通しているのは共有財

産だから考えなさいという点は皆さん共通した意見ではなかったかと思うんですけれどもね。けんかしていても、いいことはない。

ということで、ほかに御意見ございますでしょうか。

はい、高橋委員どうぞ。

○高橋特別委員 私もこの経緯ずっと見てきましたけれども、今日ここでこの三つの案の中から決めなきゃならないというものではないと思うんですね。全近かつ協も新規に新しく入ってこられる方もおりますし、先ほど来皆さんが言っているとおり、単年度だけ限られた資源の中で分捕り合戦をしたということですから、そういう意味では、まぐろ業界ならまぐろを守る、お互いに飯が食えるような体制を作っていくということであれば、お互い冷静になってもう一度話し合いをしていただいて、着地点を見付けてほしいなというように思っております。

そうじゃないと、お互いが肩を張り合ったまま、お互いの立場だけを主張するということになって、解決は難しいと思います。それでお互いにこのままの状態を続けていく、決していいことではありません。それから、水産庁も頑張ってWC P F Cで漁獲量を増加させましたが、それが漁業者の皆さんに十分配分できるような数字ではありません。そういうことですから、その辺も含めてここが踏ん張りどころというか、お互いに我慢しながら漁業を続けていってほしいということです。

できれば再度水産庁が中に入って話し合いを進めていただきたい。先ほど堀内委員も言っておりましたけれども、やはり皆さんでこの資源というのをしっかり守っていかないと、孫、子の代までツケを残していくということになりますので、その辺もよく冷静になって考えていただければというように思います。

私の方は意見ということで、よろしくお願いします。

○田中分科会長 ありがとうございます。

これを市場原理に委ねると、必ず淘汰されちゃうんですよね。共存を考えないから、どこかがなくなるんです、必ず。

もう意見は出尽くしたということでよろしいでしょうかね。

ありがとうございます。長きにわたり、いろいろ御意見を出していただきましてありがとうございました。

それでは、以上でそれぞれの案についての総合討論は終了させていただきます。

今後の進め方についていろいろ注文が出ておりましたが、何かございますでしょうか。

○かつお・まぐろ漁業室長 冒頭に御説明した資料にも記載しましたがけれども、令和3管理年度の漁獲実績の取扱いについては、資源管理基本方針において、令和4管理年度中に結論を得ることとしています。そのため、次回の分科会では、本日の議論、参考人の発言やアンケート、専門家の分析等を踏まえまして、本日の資料でお示した案の中からになると思いますが、事務局としての見解も含めた案もお示したいと考えています。それが複数になるのか一つの案になるかについては、これから検討を進めていきたいと思っております。

いずれにしても、次回の分科会では、令和3管理年度の漁獲実績の取扱いについて結論を得られればと考えております。

以上です。

○田中分科会長 水産庁は結論を出すということだそうですが、それで終わらないようにしていただきたいというのが多分、今日の意見だったと思いますけれども、それでは一応そのようにしたいと思いますが、事務局におかれましては、本件についての御説明、次回、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で協議事項は終了したということにさせていただきます。

齋藤委員におかれましては、委員の座席にお戻りいただきますよう、お願ひいたします。それでは、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が1件あります。国の留保枠からの配分について、事務局から説明、よろしくお願ひいたします。

○捕鯨室長 水産庁国際課捕鯨室の坂本です。資料7を御覧ください。

事後報告で対応できるというふうにさせていただいている案件です。にたりくじらにつきまして、国の留保分からの配分について、当事者間での合意形成がありましたので、当該合意に基づきまして漁獲可能量の配分を変更するを行いましたので、報告させていただきます。

2に書いてありますとおり、国の留保分37頭につきまして、令和4管理年度分なんですけれども、母船式捕鯨業に2回に分けて計37頭配分いたしましたので、報告させていただきます。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございます。

完全に消化したということですね。本件につきまして、何か御質問等ございますでしょ

うか。

特にないようですので、ウェブ参加の方もよろしいですか。

ウェブ参加の方にも特にないということで、なければその他に移りたいと思いますが、何かにございますでしょうか、皆様から。

ないと。

ないようであれば、次回の日程について事務局から御案内をお願いします。

○管理調整課長 次回の資源管理分科会につきましては、12月12日月曜日の開催を予定しております。詳細につきましては後日、担当から御連絡させていただきます。

以上です。

○田中分科会長 ありがとうございました。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり御審議いただきまして、大変お疲れさまでした。御協力またありがとうございました。